

松戸市教育委員会会議録

平成31年2月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成31年2月定例会

開 会	平成31年2月14日 (木) 午後1時30分より	閉 会	平成31年2月14日 (木) 午後5時30分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成31年2月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	社会教育課 主幹	齊藤 真一
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	生涯学習推進課 課長	林 総太郎
3	学校教育部 部長	久保木 晃一	23	〃 課長補佐	中山 和子
4	学校教育部 審議監	笹川 昭弘	24	青少年会館 館長	小野寺 くみ子
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25	〃 主査	松本 優子
6	〃 専門監	松丸 裕幸	26	スポーツ課 課長	加藤 広之
7	〃 課長補佐	千葉 貴子	27	〃 課長補佐	菊地 俊一
8	〃 課長補佐	大西 真	28	〃 課長補佐	坂本 健司
9	〃 主幹	安蒜 孝哲	29	市民会館 館長	向後 文大
10	〃 主査	永淵 智幸	30	図書館 館長	臼井 眞美
11	〃 主任主事	四戸 俊也	31	〃 課長補佐	中山 路代
12	〃 主任主事	島村 仁美	32	〃 課長補佐	町山 信吾
13	教育財務課 課長	越智 章浩	33	戸定歴史館 館長	齊藤 洋一
14	〃 課長補佐	湯浅 勝	34	〃 課長補佐	若林 佐恵子
15	〃 主幹	上田 隆	35	博物館 次長	堤 和子
16	〃 主幹	野口 喜美枝	36	〃 課長補佐	染野 寿郎
17	教育施設課 課長	鈴木 啓文	37	学務課 課長	鮎川 渉
18	〃 課長補佐	久保田 昭彦	38	〃 課長補佐	加藤 尚美
19	社会教育課 課長	星野 敦子	39	学務課 主幹	横山 忍
20	〃 課長補佐	藤谷 美伸	40	指導課 課長	小澤 英明

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
41	指導課 課長補佐	菊地 聖子	61		
42	保健体育課 課長	大谷 直樹	62		
43	〃 課長補佐	齋藤 健司	63		
44	〃 課長補佐	須田 聖子	64		
45	教育研究所 所長	山口 昌郎	65		
46	〃 課長補佐	石井 裕子	66		
47	市立松戸高校 事務長	渋谷 宣治	67		
48			68		
49			69		
50			70		
51			71		
52			72		
53			73		
54			74		
55			75		
56			76		
57			77		
58			78		
59			79		
60			80		

平成31年2月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成31年2月14日（木） 午後1時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

平成31年2月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

- ① 議案第38号
松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)
- ② 議案第39号
松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令
の制定について (学務課)
- ③ 議案第40号
平成31年度教育委員会組織定数及び平成31年4月1日付教育委員
会職員(市費負担職員)に係る人事異動基本方針の制定について
(教育企画課)
- ④ 議案第41号
平成31年度教育施策基本方針について (教育企画課)
- ⑤ 議案第42号
平成31年度教育費予算について (教育企画課)
- ⑥ 議案第43号
平成30年度3月教育費補正予算について (教育企画課)

(2) 報告等

- ① 松戸市制施行75周年記念第64回松戸市七草マラソン大会開催の報
告について (スポーツ課)
- ② 平成31年松戸市成人式の報告について (教育企画課)
- ③ 2023年1月以降の松戸市成人式について (教育企画課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成31年2月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。

伊藤委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案6件、報告等3件となっております。

このうち、議案第42号及び議案第43号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。したがいまして、議案第42号及び議案第43号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第42号及び議案第43号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第42号及び議案第43号の審議は秘密会といたします。

なお、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第42号及び議案第43号につきましては、記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第42号及び議案第43号を秘密会にて審議することとなりました。また、議案第41号と議案第42号は関連があり、また、多くの所属が関係します。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等につきましては議案第41号の前に行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。ご異議がないものと認め、報告等につきましては議案第41号の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願ひします。

◎議案第38号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきますが、いま一度確認をいたします。

議題目次のところで見ますと、①から議案第38号、39号、40号と行いまして、その後、報告事項を3点行い、その後、議案第41号に戻りまして、41号、42号、43号、42と43が秘密会というような流れになるということでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、議案第38号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明お願ひいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 議案第38号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

提案理由といたしましては、スポーツ推進委員の不足している地区に、松戸市町会・自治会連合会地区長から推薦がありましたので、ご提案させていただくものでございます。

今回、六実六高台地区から推薦がございましたのは、伊藤豊子さん（女性）59歳、指導できるスポーツはカローリングで、日ごろよりスポーツ推進委員主催教室にも参加しておりますので、実技指導も行えるとのことでした。

なお、任期につきましては、平成31年2月14日から平成32年3月31日までとなっております。

今回ご承認いただければ、2ページの地区別の集計表のとおり、合計107名となります。

以上、ご説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 議案第38号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。六実六高台地区から伊藤さんという方のご推薦いただいていると。

ご質問、ご意見等ありますか。

山形委員。

山形委員 今回も、伊藤さんという方が推薦されて、スポーツ推進委員が不足になっているところが補われて、本当ありがたいなと思います。

1つ質問で、カローリングとは、なかなか聞いたことがない競技だと思います。カーリングを体育館でするような競技のイメージだったと思うんですが、珍しい競技なので、例えばこの方が六実の地区だけではなくて、ほかの地区にカローリングを教えに行くというようなことってというのはあるんでしょうか。その辺教えてください。

スポーツ課長 今ご質問ありましたカローリングなんですけれども、テレビでよく見る氷の上でやるカーリングですか、あれの体育館の室内でできるバージョンのイメージで思っていたらと思います。

カローリングにつきましては、昨年、カローリング協会というのが松戸市にも新しくできましたし、かなり今、人気のあるスポーツとなっております。推進委員の方も一通りいろんな講習を受けていまして、各地区にも当然できる委員さんがいるんですけれども、地区を離れたところで、各学校に行ったりですとか、それぞれの地区でいろんな形で教えているような状況があります。

カローリングも今はやっているんですけれども、あわせてボッチャというスポーツも盛んになっておりますので、あわせて広めていきたいと考えております。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

ボッチャ、すごく注目されている競技で、大きな企業も応援したり、パラリンピック・オ

オリンピックに向けての、小さなお子さまから、障害ある、なしにかかわらずできる競技なので、認知が広がればいいかと思います。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

じゃ、カローリングのご説明、指導できる競技というご紹介を毎回いただくんですけども、その方がスポーツ推進委員になって、その指導を主にやっているという理解ではないわけですね。ちょっとそこら辺のところ、ふだんの役割をもう一度ちょっと簡単にご説明して、スポーツ推進委員の指導できる競技というのの位置づけを、ちょっとわかりやすくご説明いただければ。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 今、今回入る方は、指導できるのがカローリングというご紹介だったんですけども、それ以外も、スポーツは幅広くやられている方です。一般的に推進委員の方は、得意の教えられる、指導できるスポーツというのが幾つかあるんですけども、それ以外のやったことないスポーツも、一緒に行って勉強したりですとか講習を受けたりして、推進委員自体も、スポーツいろんな指導できるように、幅を広げていっているところでございます。

ですから、1つの種目だけを教えにあっちこっち行くのではなくて、得意なのはそれなんですけれども、それ以外でも広めるような形で、市内のいろんなところに一緒に指導に行けるように努力しているところでございます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員。

市場委員 今に関連しますけれども、スポーツ推進委員というのは、必ずしもスポーツを指導するのが主な役割ではないと理解していました。どちらかというと、スポーツイベントにお手伝いをさせていただくとかということのほうが主体の方なんだと思っていたんですけども、そういう理解でいいのかと。

あとは、それであれば、特にスポーツの指導ができなくてもいいのかなという気もしています。何かのスポーツを指導できないとスポーツ推進委員会になれませんよと言われると、またそれはそれで1つハードルを上げることになるのかなという気もするんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

教育長職務代理者 そうですね。この伊藤さんの議案と離れて、一般的なご質問ということで。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 まず、スポーツ推進委員についてということで、大きなお話だと思うんですけども、特に地区の運動会ですとか、そういうイベントには引っ張りだこのように、各地区ごとに推進委員は参加させていただいております。

ただ、イベントといいましても、毎月のようにいろんなところであるわけでもありませんので、そういった今はやってきている、先ほど言ったカローリングですとかボッチャを広げるといのが、割合としては、そういうスポーツの指導みたいな形のが比較的多いです。市全体の行事ですとか、市内ではなくて、市外の近隣の市町村との交流会とかというのもありますので、特にそういうイベントですとかには参加させていただいております。

あと、スポーツができないということなんですけれども、まず推進委員になるのにそういう決まりはないんですけれども、やっぱりスポーツに興味があったりですとか、指導できるまではないけれどもスポーツが好きなんですよという人が、やっぱり最低限入っていただいていると思っております。でないと、スポーツに興味を持ってもらえないというのがありますし、スポーツをやりたいという人に教えるということもゆくゆくできないと思いますので、まず興味があるとか、好きな方が基本的には推進委員に入らせていただいているというイメージで思っただけだと思います。

以上です。

市場委員 じゃ、例えば僕がやろうと思ったときに、スポーツが好きです、体を動かすの好きです。でも、何か競技の指導をできますかと言われてたら「できません」ということになります。一般市民では何かスポーツ指導できますって自分で言える人ってあんまりいないような気がします。でも、やっぱり指導するというのが、役割なので、そこはそういう条件をつけておいたほうがいいたろうというお考えでよろしいでしょうか。

スポーツ課長 条件というところちょっとかたい感じがするんですけども、すみません、ちょっと言葉足りなかったと思うんですけども、やはり指導といいましても、学校の先生と生徒のような形の指導じゃなくて、実際、教室を開いて、やったことない方にスポーツを教えるときに、指導できない推進委員の方もそこに行って、ある意味、一緒に楽しんで汗を流すということも大事ななと思います。それも、ゆくゆく指導できないのかもしれないですけども、そこで一緒に地域の方と一緒にスポーツをするということが1つのきっかけとなって、楽しんでいただければなと思います。やる方も当然、一緒にやる地域の方も楽しむというのが前提にあるのかなと思っています。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

私もちよっとさっき質問を、私なりにアレンジしてさせていただいたのは、今のご答弁からいくと、どちらかというと、そういう市内で行われるいろいろな体育行事に関してのお手伝いとか設営とかが柱にあって、その中で、もともとできたり、あるいは指導ができたというスポーツについてのご紹介が今あるのかなと思ったんですけれども。でも、そういう場面も、指導する場面もかなり多いと、そちらに比重があるんだということで、ちょっと認識を新たにいたしました。

そのほか。

武田委員。

武田委員 今の話を聞いていると、特段問題はないんだなというふうに思うんですが、一応聞かせてください。

今回の六高台に関してだけ、総数が足りている中での追加の任命だと思うんですけれども、それに関しては何かあるのかなということ。総体数が足りないから足すということで、何ら問題がないのかというふうに、今は何となく理解しているんですが、ちょっとお答えいただければ。

スポーツ課長 2ページの資料にもあるんですけれども、一応12地区に分けさせていただいております。ただ、市全体としては123名必要なところ、まだ今回で107名ということなので、地区で6人のところ5人しかいないので、あと1人絶対というよりも、6人のところでも7人目が来られても全く問題はないと考えております。

以上です。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第38号を採決いたします。

議案第38号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第39号

教育長職務代理者 続きまして、議案第39号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

学務課長。

学務課長 議案第39号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」提案をさせていただきます。

1つ目といたしまして、北部小学校、矢切小学校、第二中学校に知的障害特別支援学級を新設するに当たり、前回の教育委員会会議でご審議いただき、学区の変更について、松戸市学区審議会に諮問いたしました。

資料6 ページのとおり、松戸市学区審議会より答申がございまして、学区の変更についてはご承諾をいただきました。

2つ目といたしましては、小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するためでございます。

7ページの資料をごらんください。

説明の前に、まず2番「開設学校名」に追加がございまして、通級指導教室のところですが、「高木小学校」と記載してございまして、中部小学校を加えまして、中部小学校と高木小学校の2校に開設いたします。

それでは、小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設することについて、資料をもとにご説明いたします。

自閉症・情緒障害特別支援学級では、個別の指導計画を作成し、保護者との連携をとりながら、一人一人に応じたきめ細かな指導を実施し、自立と社会参加を目指して、児童生徒の基礎・基本の定着と社会性の向上を図っております。

現在、松戸市内の小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級は、固定型が13校、10人を標準とする通級型情緒障害特別支援学級が3校、通級指導教室が7校に設置されています。

千葉県の方針により、全県下で平成30年度をもって、10人を標準とする通級型の自閉症・情緒障害特別支援学級が廃止されます。これに伴い、平成30年10月1日現在、10人を標準とする通級型の自閉症・情緒障害特別支援学級1年生から5年生に在籍する南部小学校15名、常盤平第一小学校27名、栗ヶ沢小学校16名の児童が、平成31年度以降必要な指導や支援を受

けることが困難になります。

これらの児童や保護者にとって、小学校11校に固定型の自閉症・情緒障害特別支援学級が開設され、同時に通級指導が実施されることは、これまで以上の指導や支援を受けることが可能になるだけでなく、通級時の移動に伴う安全上の不安や保護者の負担等の軽減にもつながり、自立と社会参加に向けた指導と支援の強化を目指す特別支援教育や、開設の目的に大きく寄与します。

指導人員予定につきましては、8ページにございますとおり、固定型の小学校に各1人の教員が配置されます。また、来年度の加配教員の配置が決まり、このほかに通級指導教室の担当教員が3名配置されますので、通級指導教室も市内12校に設置できるようになります。

市内小学校に固定型11校の自閉症・情緒障害特別支援学級、それから2校の通級指導教室が開設されることで、松戸市内の特別支援教育力の向上につながるとともに、今後の潜在的な教育的ニーズにも対応できるものと考えております。

なお、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の学区については、市内全域となっております。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第39号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

資料のほうをごらんいただきまして、まず不明点を明らかにしましょう。

ご質問ありますか。

市場委員。

市場委員 言葉の確認ですけれども、通級支援学級というのは、そのクラスのメンバーが決まっていて、そこにずうっと通っているんですけど……、通級指導学級は。あ、違うか、特別支援学級は。特別支援学級の通級と特別支援学級の固定……

(「どこの部分」の声あり)

市場委員 特別支援学級と特別支援教室の違いを、ちょっとお願いします。

教育研究所長 教育研究所長ですが、特別支援学級の仕組みについて、ちょっと全般的な話からしたほうがわかりやすいと思いますので、させていただきます。

まず、教員をどういうふうに配置するかということについて、子どもの数に応じて教員は配置されます。だから、通常学級であれば、40人学級であれば子ども40人に対して1人、38

人であれば38人に1人と。特別支援学級の場合は、固定の学級については子ども8人に1人がつきます。

通級指導という形ができました。そのときにですね、かなり松戸は先進的に取り組んでおりましたので、その当時、人数に応じた教員の配置しかなかったんです。ですので、子ども10人について1人の担任がつきました。これを通級型の特別支援学級と呼びます。ですので、通称籍あり通級と呼んでいるんですが、学校にいないといけないんですね。要するに、実際の生活はA校で生活しているんだけど、週に1回だけB校で通級をしなきゃいけないときに、B校に先生がいないといけないわけです。ここに子ども10人に対して1人の先生がつくわけですね。なので、週に4日はA校で生活しているのに、在籍校はB校になる。週に1日だけB校に行って授業を受ける、これを籍あり通級といって通級型特別支援学級、週に1日しかいないところに在籍があるという仕組みが、スタートでやっていました。

ところがですね、後に加配という仕組みができました。それは、少人数指導であったり、生徒指導上必要であれば、子どもの数によらずに教員が配置されるものです。

(「加配は加える配置」の声あり)

教育研究所長 「加える」に「配置」です。

通級指導教室の必要性が高まるにつれて、特別支援教育の加配教員というのができまして、後からできたところには加配の教員が通級の担任をする。そうすると、子どもの数が関係ありませんので、A校にしようがB校にしようが、C校にいる先生のところに週1回通いながら通級指導を受けるという仕組みができました。これを通級指導教室といいます。その子たちは、自分が住んでいる学区の学校に在籍をしながら週1回だけ行く。

ところが、松戸の場合は、先ほどお話ししましたように、先行的にやっていたもんですから、教員を得るために、わざわざ実際に生活している場所と違うところに籍を置いて教員を確保するという仕組みが、2つ残ってしまっていたわけです。

それで、今回、標準法が改正されて、通級指導教室についても、子ども13人について担任1人を配置するようにしますというふうに法律が変わりまして、これを平成29年から10年かけてそういう制度に変えていくというのが文科省のほうから出されて。ですので、千葉県としては、まず最初に籍ありの通級ですね。籍をわざわざ実際の生活と違うところに、通級で週1回しか行かないところに在籍を移して通わなければいけなかった学級は1回廃止しますというような形で、それから今後は全部加配という形で、通級指導教室という形に変わる。なので、中身としては基本的に同じです。通級の指導をやっているということには変

わりがありません。

ただ、そういう歴史的な経緯がありますので、子どもがどこの学校の子どもかって在籍を決めるときに、週に1回しか行かないところにわざわざ籍をとって行くのが通級型特別支援学級で、通常通っているところに籍をそのまま置いて、週に1回だけ勉強しに行くところは通級指導教室と、そういう2つの名称が残っていて、今回、全部通級指導教室にかわるという、そういう経緯でございます。ご理解いただけましたでしょうか。

教育長職務代理者 籍ありは、在籍の「籍」に、それがあるといふの、これはいわばということなんでしょうけれども。

教育研究所長 はい。それが通級型の特別支援学級です。だから、週に1日しか行かない学校のほうに在籍を置かないと、教員が配置されなかった時代の仕組みです。通級指導教室というのは、本当に自分の学校に籍を置きながら通える教室のことをいいます。やっていることは同じなんですけど、そういう歴史的な経緯があつて、子どもの在籍校をどこにするかという違いがあつたと。それで、今回、それが統一されるということです。

(「固定型というのは」の声あり)

教育研究所長 固定型というのは、毎日そこで学習をする……

(「ついているということですね」の声あり)

教育研究所長 はい。

教育長職務代理者 すみません、私から。実態は変わらないというお話ですが、先生の数は今の10人とか13人によって変わる可能性が出てきたわけですか。

教育研究所長 はい、そういうことです。子ども10人に対して1人の教員が配置されていたのが通級型の特別支援学級、いわゆる籍あり通級ですけれども、今回、全部加配になりますので、子どもの数は10人よりもふえてしまいます。だから、教員1人当たりの子どもの数はふえます。最終的に、子ども13人に対して1人の教員をつけていくというのが国の方針で、今はその整備の途上であるという状況になっているということです。

教育長職務代理者 補足説明いただいたところで、さらに質疑。

山形委員。

山形委員 山形です。

今回増えることで87%の達成になるんですね。今後、全ての学校に特別支援教室ができたときには、通級教室は、指導教室はなくなるという考え方になりますか、それとも学校の中にできるような形になるんでしょうか、イメージとしておしえて下さい。

教育研究所長 情緒障害に関しましては、固定の情緒学級がある学校については、そこで通級指導が認められています。ですので、自分の通っている学校に固定の情緒学級があつて、子どもの数によって担任に余裕がある場合は、自分の学校のところに通級に行つて指導を受けるという仕組みが可能です。ただ、情緒学級が全部にはない可能性がありますので、そうすると、近隣の固定の情緒学級、あるいは通級指導教室に通うというような選択をしながら、自分の一番通いやすい場所に通うという、そういう仕組みになります。

山形委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 私から、もう少し確認ですけれども、8ページの1行目に、小学校11校に固定型の自閉症・情緒障害特別支援学級が開設されるとあります。これ、新たに開設を固定型でされるということは、11校固定型がふえたと単純に考えてよろしいですか。

教育研究所長。

教育研究所長 今年度ですね、籍ありの通級、通級型の特別支援学級を廃止するというのが県から連絡が来たときに、かわりにそこを通級指導教室にしますというのが同時に来なかったんです。とにかく、まず籍ありの通級、通級型特別支援学級はとにかく廃止ですと。加配については、3月にならないとわかりませんと、そういうことで話が来ました。そのままですと、通級型の特別支援学級ですね、籍あり通級に通っている子どもたちが行けなくなる可能性があるので、県と相談して、固定の情緒学級に通級は受け入れています、ですので、松戸はまだ固定型の情緒学級は少ないので、固定型を開設すれば必ず教員はつきますと、そういうお話でありましたので、では、できるだけ固定の情緒学級、その学区に固定の情緒学級を必要としている子どもがある学校については、固定の情緒学級を開設して、そこに通級も受け入れるということをまずしていこうということで、開設をふやしたという経緯があります。

その上で、最終的に加配は3名つけますよというようなことが県から連絡ありましたので、であれば、通級指導教室を1回廃止した通級型特別支援学級をなくした学校に、改めて通級指導教室をもう一度つくろうという経緯がありましたので、固定型がふえたのと同時に、通級指導教室が新たにつくられたというような形になります。わかるでしょうか。

教育長職務代理者 すみません。ちょっとその続きで、そうすると、子どもたちにとって、今まで受けていた教育環境より固定で受けられることがふえたって考えていいんですか。

教育研究所長 自分の学校で、自分のふだん生活している学校の中で通級の指導が受けられる子がふえたということです。

教育長職務代理者 ふえたという……

教育研究所長 わざわざ別の学校に週1日通わなくても、ふだん生活している自分の学校の中にある固定の情緒学級のところへ行って、指導を受けることができるような学校がふえたということになります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員。

市場委員 今の質問の続きになりますけれども、いわゆる籍ありという方は、今までは週3日は例えば普通級に行っていた、週1日とか2日、特別支援学級に行っていた。その方たちが固定型の特別支援学級に移るような形に、そういう人たちが出てきたということなんですか。

教育研究所長 通級を利用する子どもたちは、通常学級でふだん生活をしています。ただ、情緒的な指導ですね、ソーシャルワーク、スキルなんかを身につけるための訓練を指導教室に行き受けると、それは毎日全部受けなくても大丈夫な子たちということで、今までは週に1日、別の学校に行き、そこでそういうスキルを学んで戻ってきて、通常学級で生活をしていくときにそれを生かすという形をしていました。

今回、固定の情緒学級がたくさんふえましたので、そこで自分の学校の中でそういう訓練を、その教室に行き受けることができるようになったという、そういうことです。ですので、情緒の通級にいる子は、基本的には通常学級にいるというのが生活の主体になります。

教育長職務代理者 そのほか、質疑ありますでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 伊藤です。

今のこの確認にもなるんですけれども、そうすると、今まで固定型の支援学級が13校あって、今回、11校に新たに固定型ができるということで、その一覧が9ページの学校名がずらっと並んでいるところの、この合計13足す11の24校ということになるというふうに理解してよろしいんですね。

それで、別途配付資料でいただいた1枚紙によると、丸と星印がありますけれども、そうすると、丸のついているのがこれまでできている固定型のところで、星形のところが今回新たにできる11校と考えていいのかなと思うんですけれども、まずそれでよろしいのかということと。

それからもう一つ、これで何割——かなりふえたわけなんですけれども、まだそれ以外に幾つか、固定型の支援学級がない学校がかなりあると思うんですけれども、そこにおられる人で必要のある人は、固定型のあるところへ週1回通いに行くという、そういう形でこれからも

行われるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

教育研究所長 まず、前段の質問ですけれども、特別支援学級設置状況の1枚のペラのほうで、情緒のところでは丸が今まであった固定学級です。星印が今回、来年度ですね、新たにできる固定学級のところで、合わせて24学級ということになります。

固定級がない学校の子どもについては、近隣の固定学級に行く場合もありますし、通級情緒、その隣の欄ですね、通級を専門にしている教員が配置されている学校に通うという形で通級指導を受けるという形になります。

伊藤委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 そのほか。

ちょっと私から、その背景みたいな質問で恐縮ですけれども、そうすると、県全体がこの方針、あるいは国もそうなのかもしれませんが、県の方針で今そのような、線引きを少し見直して、そのような配置をし直す。そうすると、全体として教員の配置はふえていくわけですよ。そういう意味では、手厚くなり、より近いところでアクセスできる可能性が高まっているし、国としてはその方針であるというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

これだけ見て、今のご説明だと、まだ計画の途上だとしても、大分近くなってきているような気がするんですが、その理解でいいかどうか、教えてください。

教育研究所長。

教育研究所長 今回、標準法が改正されて、13人に1人の指導者がつくということがきちんと決まったということは、今までの加配という、財政面に影響されるような不安定な立場ではなくなって、必ず配置されるということになったということになります。ただ、個々の面を見ますと、例えば今までの籍あり通級だと、10人に1人教員がいたのが、今度13人に1人ということになれば、その子どもたちが接するのはちょっと減るところも局所的にはあり得るということです。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

この辺は、もう市独自でどうするかというのは、先行的に何か取り組むことはできても、全体の予算といいますか、国全体の予算の配分の中からはいくと、こういうのは抗うというか、別の方針で進むわけにはいかないところなんだろうと思いますが、人数的に言えば、10人から13人になっているということです。

ご理解は進みましたでしょうか。そのほか、何かありますか。

武田委員。

武田委員 これに関連というか、以前にも話題になったことだと思うんですけども、定年後の指導員の方に特別支援学級の教員の指導というものをお願いしているという話が以前出てきたと思います。これだけ特別支援学級の設置が進んでいくと当然そこを担当する教員の数もふえていくわけで、今、学校訪問などで回らせていただくと、意外と特別支援学級にも若い先生が入っておられたりするのを見かけます。なり手が本当にきちんと確保できたらありがたいなと思う反面、非常に難しいことも多々あるのではないかというふうに想像するところもあります。現況と、これからその確保に向けてどういうふうな取り組みを考えてらっしゃるのかとか、もし聞けることがあるのであれば教えていただきたいなと思います。

教育研究所長 今、前回、前にもお話ししたかもしれませんが、特別支援教育になったときに、他市ではもう全校配置をしている市はかなりあります。ただ、松戸の場合は、指導者を育成しながら学級をふやしていくという方針で今まで来ました。

ただ、今回、県のほうの方針で、通級型の特別支援学級を廃止するということでしたので、ちょっと急な、多くの数の学級をつくらなければ子どもたちが通えなくなってしまう可能性が出てきましたので、急激にふやしたという経緯はあります。

担任に関しては、基本的に今、通常学級にも特別支援教育の必要な子どもがいるという前提で、特別支援教育は全ての教員がその姿勢を持って教育を進めるという時代になっていますので、研修も当然行います。ただ、一担任として、そういう子たちだけを担任していくのはまた通常学級とは違う部分もちろんありますので、巡回指導員というベテランに学級の教育のあり方を指導してもらおうとか、それから研修等は今後とも続けていってですね。

ただ、全ての教員が、特別支援教育のスキルというかそういうものを、姿勢というか、そういうものも身につけるのが必要な時代であるということは、常にこちらも訴えながら、研修を進めていきたいというふうに考えております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、いいですか、そのほか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 よろしければ、以上をもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第39号を採決いたします。

議案第39号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第39号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第40号

教育長職務代理者 続きまして、議案第40号「平成31年度教育委員会組織定数及び平成31年4月1日付教育委員会職員（市費負担職員）に係る人事異動基本方針の制定について」を議題といたします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、議案第40号でございます。

提案理由といたしましては、平成31年度教育委員会組織定数及び平成31年4月1日付教育委員会職員——これは市費負担職員ですが——に係る人事異動を実施するに当たりまして、松戸市教育委員会の基本方針を定めるためでございます。

それでは、11ページをごらんください。

組織定数につきましては、新年度31年度は、本年度に引き続きスクールソーシャルワーカーの増員配置や夜間中学校の開校、文化施設等の環境整備など多くの懸案があることから、さらなる事務事業の効果的・効率的な執行に努め、定員の適正化を図り、質の高い市民サービスの提供と健全な行財政運営の両立を目指していきたいというふうに考えております。

続きまして、人事異動についてでございます。

先ほど申し上げた事業のほか、幼児家庭教育の推進、市民の学習機会の充実や魅力あるスポーツ環境の整備など、市長部局とのさらなる連携の強化や業務の調整の必要性を感じるところでございます。また、行政サービスの点におきましても、さまざまな行政ニーズに的確に対応するため、幅広い視野と専門性をあわせ持った多様な人材を育成していきたいと思っております。

また、組織としての力を最大限発揮できるよう、職員のモチベーションをアップさせ、生き生きと働くことができる組織を目指し、人事異動を行ってまいります。

まず、大きな1番目、2番目でございます。課題解決や目標達成に積極的に取り組める柔軟な組織を目指し、各所属において経験と知識を培った人材を幅広く活用するためにも、原則として5年以上在籍する職員は異動の対象といたします。

しかしながら、5年に満たない職員であっても、特別な事由等があつて自己申告等で配置がえを希望する場合については、考慮していきたいというふうに考えております。

次に、3番目でございます。市長部局等の人事交流をあわせることにより、職員一人一人

の個性を尊重し、モチベーションの維持ができる適材適所の人事配置及び改革意欲のある職員の人事配置を目指します。

また、4番、5番、6番目でございますが、行政サービスの継続性を堅持できる人材を育成し、組織の活性化を図るためにも、新規採用から10年程度で3部門、管理部門、事業部門、出先機関等の3つの部門を経験させるとともに、中堅以上の職員につきましては知識・経験・適性を踏まえ、専門性の向上を図ります。また、女性職員の登用についても積極的に図ってまいります。

7番目、昇任・昇格でございますが、年功序列にとらわれず、その能力・実績に基づき、過去数年間の勤務評定が優秀な職員を対象とし、特に管理職への登用は総合的な能力評価をしてまいります。また、審議監、専門監、補佐クラスの管理職を適正に配置してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第40号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

教育企画課長、これ、昨年度の変更点という意味で、何か補足いただけることありますか。はい、お願いいたします。

教育企画課長 特に、大きなところは変更はございませんが、改めて申し上げますと、特に組織としての力を最大限に発揮できるよということ、職員のモチベーションのアップということと、生き生きと働くことができる組織ということ、これは職場調整も含めて、そういった部分が入ってきた人事異動を行っていきたいというようなところでございます。

それから、中堅以上の職員、今までは5年というところの中でも、そういった中では専門性が強い職場については5年ということの一つの区切りはありますが、5年を超えてもより専門性を培うことが必要だということであれば、5年を超えて長くそこで専門性を生かすというような部分も、文章の表現にはありませんが、そういうところも中に含まれているというようなところも感じているところでございます。

それから、女性職員の登用につきましても、特に管理職の登用につきましても、女性職員の、女性管理職の登用も積極的に行っていききたいというようなところが、特に強くなってきた部分だと感じております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、ご質問等いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 質問なんですけれども、一番下のところに、管理職のところに審議監、専門監、補佐などと書いてあって、専門監に関しては云々で「最小限の配置とする」というくだりがあるんですけれども、その役職の違いがよくわからないので、なぜ専門監という方は最小限にすると、わざわざここでうたわなきゃいけないのかを教えてもらってもいいですか。

教育企画課長 なかなかこの職制の部分については難しい部分があると思うんですが、特に専門監というのは、課長とそれからその補佐との間の部分の役職ではあるんですが、専門監は次期課長候補ということも含めまして、そういう専門監のクラスを置いていったんですが、逆に、専門監につきましては全ての課に配置することがなかなか難しいというところもありまして、必要最低限、必要なところに専門監を置いていきたいということで、各部署に必ず専門監がいるというところではないということで、特にこの場合については表記をさせていただいているというところがございます。

そこにあわせて審議監がありますが、こちらのほうは部長相当職なんですが、部長に近い役職なんですが、そういった方の職責もあると。これは、部長を補佐していきながらということで、なかなか部長一人ですと、部全体をまとめていくには厳しいというところの部について審議監がいらっしゃるというようなところもありまして、これも全体に必ず審議監がいるというところではなく、組織の大きさや、問題・課題だとかにつきまして特命を受けたりというところもございますが、そういった役職が配置されていると、そういうところでは特別に表記をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 職制については、なかなか市民にはわかりにくいところかもしれません。

そのほかご質問。

伊藤委員。

伊藤委員 1と2のところなんですけど、人事異動というのはただし書きのある専門性とか、あるいは特段の理由がない場合は5年を原則とするというふうに理解していると思うんですけども、5年というのはもう従来からずっと続いている年数でしょうか、それともある時期見直しがあって、変更になったのでしょうか。

それからあと、専門性のある職務、1のただし書きのところなんですけれども、これはあらかじめこの職務というのは決まっている、つまり自分があるところに配置されたら、ここは専門性のある職務だというのが自分でわかるようなところなのですか。

教育企画課長 5年という目安というのは、過去から長く言われてきたんですが、その中でも特に過去においては、同じ場所に10年とか15年という職員もいらっしやいまして、その経緯はさまざまあるんですが、特に多かったのは、税部門については非常に専門性が強いので、3年や5年ではなかなかスキルが身につかないというところもありまして、一般で受かってくるんですが、そこに配置されて、能力があると長くなるという部分もありましたが、それでは組織が膠着してしまうということで、改めて毎年5年を目安にしていながらという表現になったというふうに私も理解しております。

あと、専門性という部分では、行政職なら、例を挙げますと、保育士さんは、保育士として入ってきた場合につきましては、保育士という専門性がありますので、保育所がかわっていても保育士という部分での専門性が強くなってきたりとか、それから最近では民間経験者採用というのがございますが、民間経験を生かしてということで、例えばIT企業なんかにはいらっしやった方を、本市の中でもITを強化していきたいということになれば、そういう方を採用した場合、5年を超えて、その専門性を特に生かしてもらいたいという部分では、5年以上の配置というのも考えられると。

また、職員の中では、長く経験をしていた中で専門性が強くなって、その人のノウハウが必要だということであれば、そういう方も5年を超えてというところとか、さまざまありまして、専門的な職種で採用された職員もいれば、広く様々な部署を経験するという職員中にはおります。長くなると、不得意、専門性などが現れてきます。その人の力を必要とする場合があるなど、さまざまな事由がございます。長くいることのメリット・デメリットというのはありますが、デメリットをなるべく薄くして、メリット面を強化していこうと、そういうようなねらいもあると私も認識をしております。

以上でございます。

伊藤委員 そうすると、この1のただし書きというのは、何となく全体のポジションからいうと非常に少数、非常に例外的にそういう専門性のあるポストというふうに理解できるんですけども、今の話し聞いていると、もう少し、必ずしも例外的というよりは、かなり市の、いろんなポストの中でもそういうポジションは結構ありますという理解をしてよろしいんでしょうか、それともやっぱり、依然として非常に例外的な、割合は言えないと思うんですけ

れども、その辺の感じはどうでしょうか。

教育企画課長 特段の理由というところが、もちろん、先ほどちょっと私も言葉が足りなかったんですが、そういった専門性という部分もありますが、例えば職員個人の体調の問題だとか、抱えている家庭だとか、さまざま抱えている状況、最近ですと介護だとか、そういった部分で、どうしてもこの業務だとちょっと厳しいだとか、体調だとかご病気だとか、それからけがをしてしまうなど。専門性の強い、調理員さんが調理ができなくなってしまうけがや病気になってしまっても、その方をそのまま調理の現場に置くことは難しいだとか。又、この人はまだ、5年たっていないから異動はできませんよねということでは、やはり組織も回らなくなります。これは能力だけではなくて、さまざま抱えている事情なんかも考慮に入れなきゃいけないので、目安という部分でのほかに、ただし書きがさまざま後ろ側に控えているというところをご理解いただければと思います。

以上でございます。

教育長職務代理者 割合では言えないということのようです。

そのほか。

山形委員。

山形委員 山形です。

6番の女性職員の登用についてのところですが、市全体で採用するとは思うんですけども、採用時から女性職員と男性職員の割合というのはどのくらいになるんでしょうか。

教育長職務代理者 男性、女性の割合。じゃあ、管理職の割合もお聞きますか。

山形委員 そうですね、管理職の割合も同時にお願いします。

教育長職務代理者 もしお手元でわかればお願いします。

教育企画課長。

教育企画課長 すみません。全体採用のところ、例えば男性何名、女性何名というのは、当然それはもう今はそういう表記はできませんけれども、特に女性を何パーセントにするとかという部分で、採用時のそういう部分で今つかんでおりませんので、改めてお知らせさせていただきたいと思います。

一応、管理職の関係につきましては統計がございます。市全体では、平成28年度につきましては、女性管理職は全体の21.8%でございました。平成29年度は23.8%、平成30年度は24.3%ということで、人数的には平成28年度が95名、29年が105名、平成30年が106名というような女性管理職の方がいらっしゃいます。

その中で、教育委員会だけを見ますと、平成28年は、市全体の21.8%に対しまして25.9%、14名、平成29年度では市全体が23.8%に対しまして教育委員会は33.9%、19名、平成30年は松戸市全体の24.3%に対しまして29.6%、人数は29年より若干減っていますが、16名ということで、そういう経過になっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員、よろしいでしょうか。

山形委員 女性は妊娠、出産などなど、また結婚などで、離職という部分もあったりするので、その男女比というのは難しいとは思いますが、ジェンダーの視点だとかの、部分でこの男女差。ジェンダー比率でいうと日本はとても残念な数値なんですけれども、女性の登用について教育委員会が積極的に今後もやっていただけたらなと思いました。

ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 よろしければ、以上で質疑及び討論を終結をいたします。

これより議案第40号を採決いたします。

議案第40号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

教育長職務代理者 会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、ここで議事日程の順序を変更し、報告等を行います。

それでは、「松戸市制施行75周年記念第64回松戸市七草マラソン大会開催の報告について」でございます。

スポーツ課、お願いします。

スポーツ課長 第64回松戸市七草マラソン大会についてご報告いたします。

資料75ページよりご説明いたします。

まず初めに、第64回七草マラソン大会につきましては、先月の1月13日の日曜日に、松戸

運動公園陸上競技場ほか周辺コースにて実施いたしました。当日は、天気も心配されましたけれども、晴れ間も見えて、多くの方が会場でにぎわっておりました。

今回より、開会式に先駆けまして、8時20分から招待選手の紹介を行いました。松戸市内中学校出身の現役大学生8名、ルーマニア選手（女性）1名に参加していただき、市制施行75周年記念にちなみまして、ゼッケン番号下2桁が75番の小中学生と一緒に、手をつないで入場していただきました。参加者だけではなく、招待選手からもかなり好評でした。

参加人数につきましては、15種目、申込者数6,185名と、前回の6,200名とほぼ同様となりました。出店につきましては、松戸青年会議所のみそ汁の振る舞いですとか、松戸市商店街連合会の甘酒、そのほかに七草がゆなど、全部で13店舗が出店いたしました。

当日の大会運営従事者につきましては648名で、内訳といたしましては資料76ページのとおりとなっております。

当日は、大きな事故等はありませんでしたが、10キロの部において、陸上競技場内で誘導係の誤誘導により、本来とは異なるコースを一部案内してしまうという事案が発生してしまいました。対応といたしましては、1月13日にその誤誘導が発生いたしました。次の日1月14日、成人の日に当たる日に、松戸市ホームページにおいておわび文を掲載いたしました。次の日1月15日火曜日に、10キロの部参加者2,264名の方に対しておわび状を全員に送付いたしました。今後、このような発生がないよう、対策を協議してまいります。

資料77ページにつきましては、来賓、主催者の出席一覧となります。

78ページにつきましては、種目別の完走者の内訳となります。

資料79ページにつきましては、種目別の上位入賞者の一覧となります。

資料80ページからは、大会当日の写真となります。

以上、ご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

報告ですが、何か確認はありますか。

ちょっと今の誤誘導は、競技場内、短くで出しちゃったんですか。

スポーツ課長 10キロの部のスタートが、陸上競技場のトラックの中からスタートしたんですけれども、トラックを半分走って、本来ならば外の公園内に出るところを200メートルぐらい、誘導係のほうに200メートルトラックを走らせてしまったというような事案であります。そこから、慌てて、また公園の出口のほうに200メートル戻るような形で、そういった事件というか、事案が1件ありました。特に、その中でも大きな混乱はなく、事故もなか

ったのは幸いかなとは思うんですけども、かなり参加者からは、どういうことだというようなお叱りの声はいただきましたので、今後、そういうことないようというふうには思っております。

以上です。

伊藤委員 伊藤です。

78ページに、完走者の割合、完走率というんですか、何か10キロのほうが完走率、昨年と比べるとかなり減っているようなんですが、そうすると誤誘導の影響があったとか、そういうことはあるんでしょうか、それとも何か別の理由なんでしょうか。

スポーツ課長 この完走率につきましては、先ほどお話ししたように、誤誘導とは関係なしに、申し込みに対して当日来られない方がかなりおりましたので、申し込みに対して当日参加するという方が今回ちょっと、10キロの部はかなり前年よりは少なかったという形です。

以上です。

教育長職務代理者 高校生も一緒に走りますか、この10キロは。

スポーツ課長。

スポーツ課長 これ10キロにつきましては、一般男子、高校生、女子、全て一斉のスタートとなります。申告のタイム順に前のほうから並びますので、ある程度のグループで、早いグループ、中ぐらい、遅いグループというような形でスタートを切るような形をとっております。

以上です。

教育長職務代理者 一番この大会でいうと長い距離ですから、気合の入った方が多くいらっしゃる中で、やっぱりどうしたことだというお叱りはもう当然のことかなと思います。基本的なところですから、実際の運営に当たられた方々を含め、よくよく検討していただかなくちゃならないでしょう。

よろしいでしょうか。

じゃ、以上でご報告をいただきました。

続きまして、「平成31年松戸市成人式の報告について」お願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 成人式に際しましては、お忙しい中ご列席をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、1月14日に開催いたしました平成31年松戸市成人式の結果についてご報告させていただきます。

お手元の資料、83ページをごらんください。

成人式の式典につきましては、本年度から午前、午後の2部制で開催し、それぞれの受け付け開始から式典終了につきましては、記載のとおりでございます。

対象者につきましては、記載のとおり、平成30年11月1日現在で4,935人、当日の出席者数は2,932人で行いました。第1部、第2部の出席者も記載のとおりで、ほぼ同規模で行いました。

出席率は59.4%、昨年より0.9%の増となっております。出席率はほぼ平均的な数字ですが、2部制にしたことで、大ホールでの式典に参加する新成人がふえ、大ホールは1部、2部とも8割方埋まっておりました。

また、エントランスや場外の混雑、近隣の渋滞が例年に比べ大きく緩和されました。啓発ブースは、これまでのレセプションホールから混雑緩和となった大ホールのホワイエに移しましたところ、多くの新成人に案内ができたようでございます。

これらのことから、2部制にしたことの効果は十分にあつたと思われ、次年度以降も継続していきたいと考えております。

続きまして、内容についてでございますが、ことしの成人式は「～つむぐ～」をテーマとし、皆さんのつながりや結びつき、幾つもの思いをつむいで未来に向かってほしいという思いを込めたものでございます。具体的な内容は、記載のとおり、国家斉唱に始まり、最後のフィナーレは「栄光の架橋」を会場の新成人全員で大合唱するというものでございました。

新成人の主張は、スピーチ部門とパフォーマンス部門の2つを行いました。スピーチ部門は、1部、2部で各2名の新成人が、20年間を振り返り、お世話になった方への感謝の気持ちや将来への夢を語りました。パフォーマンス部門は、松戸市在住の新成人でプロキックボクサーである那須川天心さんと、新成人スタッフとの共演動画を上映いたしました。また、2020年の東京五輪の開催に向けて、新成人スタッフ全員で「東京五輪音頭-2020-」を披露し、みんなで盛り上げていこうと呼びかけました。

最後に、成人式を企画・運営した新成人スタッフについてでございますが、スタッフは15名が最後まで参加し、会議や準備の状況は記載のとおりでございます。

この新成人スタッフ制は、青年教育の一環として行っているものでございますが、それぞれに新成人としての自覚を持ち、式を盛り上げていこうと、時間のない中で頑張っておりました。当日は、スタッフ一人一人がこれまでの成果を十分に発揮し、充実感を持って、思い出に残る成人式を過ごしたようでございます。

当日は天候にも恵まれ、救護の緊急連絡やトラブルなどもなく、無事に終えることができました。ご協力、ご支援いただきました皆様方には、担当課として感謝しております。ありがとうございました。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

報告の2のほうですね。今後のことについては次ということでございます。

ことしのことについて、ご参加された方もいると思います。

何か、特に確認事項ありますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、本年度の成人式、2回にしての初めてといたしますか、久々の2部制ということ——昔はそうでしたけれども、滞りなくということでございます。

それでは、続きまして、報告の3にまいります。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 「2023年1月以降の成人式について」、83ページをごらんください。

各委員さんもお承知のことと思いますが、平成30年6月13日に、成人年齢を現在の20歳から18歳に引き下げる民法改正が国会で可決され、2022年4月から施行となります。これにより、現在20歳で行っている成人式をどうするか検討する必要が生じております。

国は、成人式の対応について、関係省庁横断の成年年齢引き下げに向けた環境整備に関する検討会を持ち、2019年末までに一定の方向性を示す予定とのことですが、成人式の開催は法律で定められているものではなく、各自治体で判断するものとされております。

これまで、長年成人式を担当してきた担当課としての意向を初めに申し上げますと、これまでどおり、20歳での成人式の開催が適当であると考えております。その理由につきましては、お手元の資料の2と3をごらんいただきながら説明させていただきます。

2に記載しておりますように、本市の成人式は、青年教育の一環として、新成人が企画・運営を行っていることが特徴でございます。新成人みずからが企画立案し、同世代の仲間に訴え、新成人としての自覚を伝えたい、会場でともに祝い合いたい、また、当日来場する新成人が、新成人スタッフの頑張っている姿を見て何かを感じ取ってほしいという思いで実施しております。

表は、18歳で成人式を開催した場合と20歳成人式の場合の比較になります。18歳で開催した場合ですが、大学受験や就職活動の大事な時期と重なります。この時期に開催した場合、

参加者数減の可能性があり、開催時期など教育的な配慮が必要となります。また、18歳、19歳、20歳の3学年の同時開催となる2023年は、会場の確保や運営方法が問題となります。特に、これまでのような新成人スタッフによる運営は難しくなり、本市の特徴である青年教育の部分がおろそかになる可能性も出てまいります。

一方で、現在の20歳で開催した場合には、現在と変わらず、混乱も少ないのではないかと考えられますし、何より新成人とともに式をつくり上げていく過程を、担当課としては大切にしていきたいと考えております。この場合、成人式ではなく、例えば二十歳の集いなどのような名称に変更することになるかと思えます。

また、参考1では、18歳になったらできる項目、20歳にならないとできない項目をまとめました。表に記載のとおり、18歳で全ての権利が20歳成人と同等に認められるわけではございません。

次に、参考2として、既に現在20歳のまま開催を表明している自治体を記載しております。5市が20歳で実施するというところでございます。

最後に、ことしの成人式当日に、新成人にアンケートを実施しております。その中で、「2020年から18歳成人になりますが、もし自分が18歳だったら成人式はどのパターンがよいですか」という質問を行い、158件の回答を得ることができました。実際の当事者ではございませんが、直近で18歳と20歳を経験した成人の現実的な意見として、参考になるのではないかと思います。

結果はグラフのとおりで、現在の「20歳」のままが87.3%、「18歳」が8.2%となっております。

以上のことから、2023年1月以降の成人式についても、今まで同様に20歳で開催したいと考えております。担当課といたしましては、2019年の国の情報を待つのではなく、既に市民からの問い合わせも数件いただいているという状況もございますことから、早目に決定することで市民の混乱を未然に防ぎたいと考えております。

本日、教育委員さんのご意見をお伺いし、今後の方向性を打ち出していきたいと考えておりますので、ご意見、どうぞよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ご報告いただきました。

この件についてご意見をいただきたいと思えます。

こういった環境の中でどう考えるかということをどうお感じになるか、感想でも結構ですので、担当課にお持ち帰りいただけるようにいただければと思いますが、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 18歳で成人を迎える子どもがいる山形ですが、この二十歳、前の報告にも重なるんですけども、2部制になって、新成人スタッフの方が2回頑張ってください姿だとか、あと混乱もなく、本当にスムーズで、いい式だったなと思いました、午前、午後参加して。

二十歳になると、この「20歳にならないとできないこと」と「18歳になったらできること」と、この差がある部分も考えて、あと、この直近の人たちのアンケートはすごくいいなと思いましたし、もし可能でしたら、またもう少し、158名だったので、もう少しアンケートを広げることがもしてきたらとか、ほかの自治体で何か出ているデータがあれば、それも見ていただいて、参考にするのもいいのかなと思いましたのと。

私は、この20歳がいいなと思ったのは個人的な意見ですが、別で、18歳になったときにきちんと、18歳の4月のときに、社会教育として、クレジットカードの問題とか、かなり大きいと思うんですね。高校に行っていると、高校で学ぶこともありますけれども、高校に行かない子もいると思いますし、それぞれの学校には学校教育も忙しいと思うので、社会教育として、18歳の1月、受験のころではなく、18になる、もうなったときに、18際になったらこういうことがありますというところで、きちんとした啓発を松戸市として行うことが、18歳の成人というところのけじめみたいなものを、親に向けてもそうだと思います。初めて迎えることになるので、そういう部分での社会教育を推進しながら、20歳を祝う会などを進めていただけたらなと思いました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに、まとまった方から。

市場委員。

市場委員 本当感想です。18歳成人というのが、民法上そうなるということがもう決定されているんですけども、成人式二十歳というのは、ここ何年かはそれでも何か余りおかしくないことになるかもしれないけれども、じゃ、5年後、10年後、18歳成人という制度が何というか、浸透してきたときに、二十歳で成人式やるのかというような気は何かしてくるような気もして、いや、僕も18歳のあの時期に成人式やると、大学受験の人すごい大変だなと思って、それもまた難しいなとも思うんですけども、18歳の成人というのが何というか、決まったというか、制度上そういうふうに変更になったのに、二十歳で成人式を続けるというのも、何かこう、多分時間がたって、きっとすごく違和感が出てくる話かなという感想を持ちます。どうすればいいか、わかりません。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員、いかがでしょうか。

伊藤委員 私もちよっとまとまっていませんけれども、もし二十歳で引き続きやるのであればこれは成人式という名前にするとやっぱりおかしいのかなど。だから、二十歳の人向けの集いというような格好でやらざるを得ないのかなという感じはします。

ただ、②の切りかえ時期に当たるので大変だというのは、1回限りのことなので、そこは何とか乗り切れば、翌年からは18歳でやれるわけなので、ちょっとそれを最大の理由にするというのは、やっぱり何かちょっとおかしいのかなと思います。それよりもやっぱりタイミングが、確かに受験時期にぶつかって、1月に1日ぐらい出てきてもいいのかなという気はしますけれども、ただ、式典の事前の準備とかいろいろ考えれば、そういうわけにはいかないというご意見もあるかと思うので、確かに18歳でやるというのは、これが最大のネックになるのかなという感じはするので、ちょっと確かに難しいのかなとは今のところ思っています。

ただ、いずれにせよ、二十歳でやるんだったらば、成人式という名称はもう表に掲げないほうがいいのかという感じはします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員。

武田委員 そうですね。今年は、私の姪が成人式だったんですけれども、そういう様々な問題を考えなくてよくてよかったというふうに、感想としては言っていましたね。

結局のところ、将来的には、合理性を考えると18歳にならざるを得ないのではないかと私は思っていました。今は変わって間もない直近の課題なので、こういうアンケート結果が出るのはすごくナチュラルな結果だと想像します。ただ、これが永遠というのはちょっと、私は微妙だなと思っています。特に質問等、電話かけてくる親御さん等々というのは、恐らく女性のお子さんを持っている親御さんの現実的な部分での質問だと想像します。その辺の課題は二、三年経てば解決することだとは思うんですね。商業的な部分なので、余りそこまで行政の立場で考慮する必要はないのかなと。

ただ、一番気になるのは大学受験とか就職活動、ただ、就職活動については、二十歳の時に成人式をしても、結局、専門学校短期大学へ行っている方たちは皆さんその年に就職活動することですし、大学受験といっても、大学というふうに限定しなければ、二十歳の時点でもあるわけで、私は、伊藤委員が先ほどおっしゃったように、1日ぐらいは、本人が出る気

持ちがあれば構わないのではないかと思います。

ただ、施設の問題ですよ。3学年をどのようにクリアして、合理的に移行時期を乗り切るかというのは、すごく計画的に考えないと難しいし、「一気にやらないで、何で段階的なんだ」等の、ご理解のいただけない意見も多々出て来ることは想像できます。私は、現実的にもう18歳になって大人なんだからというに自覚をしていただくのが一番いいと思っています。

教育長職務代理者 私も一言だけ。やっぱり、大義というか、意味ですよ。意味をどう置くかというところを踏まえないと、本当過渡的な案になってしまうのではないかという気がします。ですので、私もどちらかという、やっぱり今まで成人式の意味が一番あったのは、選挙権を持ち、何というんですか、大人としてその権利を行使、国民としての権利を行使していくという責任を確認するようところがあつたと思うんですね。それが18になっているということと、飲酒、喫煙がどうですかとか、馬券がどうですかというのは、ちょっとこれ次元が違う話なので、私はどうしても、どうしたら18歳に、大人になる人たちにエールを送るか、あるいは自覚を促すかということに工夫すべきということを見ながら、セレモニーの形というのは、もしかしたら過渡的にでもやってもいいのかなという、そんな感想を持ちました。まだ、私もまとまっています。

教育長はよろしいですか。

教育長 一応、案の提出者ですので、余り、でも、こういう説明はしてないですか。

私は、成人式というよりも、成人というそのものの意義が、18歳になったのも何だか——国民みんなの意見かという、私はそうでもないような気がして、何が優先されて18歳になったのか、ひょっとしたら経済界かもしれないし、政界かもしれないし、果たして日本の社会の状況は、18歳成人というのを要求していたのかどうかと考えると、私は全然なかったと思うんですよ。

だから、そういう大義名分がきちんとしていない中で18歳になったために、いろんな変化がこの結果についてこれない状況でいると思います。ですから、今の文化のあり方として、とりあえずは二十歳でずうっといってもいいんじゃないのかという、そういう状況の中での判断です。

だから、本当に成人という意味合いを日本という社会の中で考えなければいけない時期だとも思いますし、場合によっては、成人式そのものの存廃もこれは考えなきゃいけない。成人というものをどうやって受けとめるかという意味においては、日本という社会がまだまだ

幼いんだなっていうふうに改めて思います。

教育長職務代理者 この話題やると、もっとあと30分や1時間かかりそうなので、きょうはこの辺で。また、担当課でもしご報告の機会が、あるいはタイミングが今後あれば、そういう意見をまた教育委員会からもとっていただければと思っております。

じゃ、一応、以上で報告を終わらせていただきます。

◎議案第41号

教育長職務代理者 それでは、議案に戻ります。

議案第41号「平成31年度教育施策基本方針について」に移ります。

(「入れかえ行いますので、少し」の声あり)

教育長職務代理者 ちょっとこのままで。

教育企画課長 すみません。先ほど山形委員からご質問のありました市全体の採用時の状況ですが……

教育長職務代理者 これ、一応議事録に載せますね。

教育企画課長 はい。

平成30年の4月1日の採用の状況なんですけど、全体で236名採用されました。そのうちの男性が105名、女性が131名ということで、比率としては男性が44.5%、女性が55.5%という形です。

特に、この状況におきましては、特に今回、女性が多いという部分ありますが、特に看護師さん、病院のほうで不足があったということで、看護師さんの採用がかなり例年よりも多かったというようなところが影響しているというふうに考えております。

以上でございます。すみません、おくれました。

(「医療センターですね」の声あり)

教育企画課長 そうです、医療センターですね。失礼しました。

山形委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ただいまのは議案第40号についての補足説明をいただきました。

それでは、改めまして、議案第41号「平成31年度教育施策基本方針について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、議案第41号、ご説明をさせていただきます。

本件は、平成31年度教育施策基本方針を定めるために行うものでございます。

提案の理由は、平成31年度に向けて、本市教育施策の基本方針を定めるためでございます。

それでは初めに、お手元の資料14ページをお開きください。

目次に載っておりますページ番号は、教育施策基本方針が冊子になったときのページ番号となっております。

議案としましては、15、16ページに、松戸市教育大綱から抜粋した基本理念と、それを支える4つの柱を掲載しております。

17ページ以降には、新年度の教育施策基本方針を方針1から方針5まで、5つの方針に分けてお示しをさせていただきます。

また、この本方針の構成は、方針ごとに重点的な取り組み課題に分けた「重点」、さらに重点的な取り組み課題を実現するための主な手段であり、松戸市教育委員会が平成31年度に特に力を入れる事業を抽出した「関連する主な施策」で構成してございます。

それでは、各方針につきましてご説明をいたします。

17ページをごらんください。

方針1「生涯にわたる豊かな学びを創造します。」では、市民一人一人が、知識・経験を生かし地域課題をみずから解決していけるように支援してまいります。また、文化芸術やスポーツの振興を支援し、広い視野を持って松戸の文化を創造できる人が生まれる環境を整備してまいります。

重点1「市民の学習機会の充実と学習成果を地域に活かす仕組みづくり」では、社会教育計画や図書館整備計画などを推進し、多様な学習ニーズに対応した市民の学習機会の充実を図り、知的創造活動を支え、学習成果を地域に活かす仕組みづくりを行ってまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

続きまして、18ページをごらんください。

重点2「文化芸術の振興と観る力・感じる力・表現する力の育成」では、子どもたちや市民が文化芸術に触れる機会を充実させ、創造力と感性を育むとともに、育んだ力を表現できる機会を充実させる取り組みを展開してまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

重点3「魅力あるスポーツ環境の創造と市民スポーツ活動の振興」では、市民の健康や体

力の増進を目指し、スポーツ環境を改善し、地域スポーツを推進してまいります。また、若い世代が親しめるスポーツ施設を整備し、多様なスポーツに触れる機会を充実させる取り組みを展開してまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

続きまして、19ページをごらんください。

方針2「子どもたちの力を引き出し、可能性を伸ばす教育を進めます。」では、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育み、他者と協働しながら創造的に生きる基礎を養うとともに、個性や能力を伸ばし、グローバル化する世界で活躍するまっどっ子を育成してまいります。

重点1「魅力ある学校づくり・いきいきと学び続ける教職員づくり」では、子どもたちが健やかに学び育つために、教職員が生き生きと働ける学校をつくるさまざまな取り組みを展開してまいります。また、教職員が主体的に学び続け、使命感と情熱を持って教育活動を行う環境を整えてまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

続きまして、20ページをごらんください。

重点2「主体的で・新たな・支え合う・連続した『まなび』の創造」では、主体的な学びを引き出し、個性や能力を伸ばしてまいります。よりよい社会や価値の創造に向けて学びを社会に関連づけ、他者と協働する機会をつくるとともに、多様な価値観を認め、相手と向き合い支え合う風土を醸成し、成長過程の学びの連続性を大切にしております。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

重点3「将来を見据えた松戸の教育の創造」では、市内小中高等学校のカリキュラムの接続による一貫教育や、市立高校の魅力ある教育活動、学びのセーフティネットの構築など、松戸市の強みを生かした教育を推進してまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

続きまして、21ページをごらんください。

方針3「教育環境の整備・充実を図ります。」では、安全な環境で安心した教育を推進するために、ハード、ソフト両面での学校教育及び社会教育の環境整備・充実に努めてまいります。また、歴史的文化的資源を積極的に生かし、市民の学びを支援してまいります。

重点1「安全・安心・快適な学校づくりの推進」では、安全性や快適性を確保し、多様化する学習活動に適応した質の高い学びが実現できるよう、老朽化対策を初めとする施設環境

を整備し、学校施設を充実させるさまざまな取り組みを展開してまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

重点2「教育資源の再構築」では、児童生徒の確かな学力の向上を目指し、学校を支援する効果的な人材派遣や地域連携に関する研究を進めてまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

重点3「歴史的文化的資源の積極的な活用と整備」では、文化の多様性を維持し、豊かな人間性を涵養する機会を充実させる取り組みを展開してまいります。また、そのための社会教育施設の整備をしてまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

方針4「市民みんなで子どもを育みます。」では、家庭、学校、地域、企業、民間団体等の連携を深め、まつどっ子の未来のために、幼児期から切れ目のない教育支援を行ってまいります。

重点1「幼児家庭教育の推進と家庭・地域の教育力向上」では、幼児期の家庭教育の支援を行うとともに、地域の教育力向上のための学習機会や、地域人材が参画する学校支援活動を充実させるさまざまな取り組みを展開してまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

重点2「切れ目ない支援体制の整備」では、教育と福祉、医療など関係機関との連携により、社会的自立に向けた子どもの学びや発達を切れ目なく支援してまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

重点3「企業・民間団体等関係機関との連携・協働の推進」では、家庭、地域を初め企業、大学、民間団体等、さまざまな関係機関と連携・協働し、みんなで子どもを育む取り組みを展開してまいります。

関連する主な施策は、記載のとおりでございます。

続きまして、24ページをごらんください。

方針5「人権を尊重する市民意識を高めます。」では、人権を尊重する意識の高い子どもを育み、全ての市民が平等でかけがえのない存在として互いに尊重される社会の実現を目指してまいります。

重点に示す「人権尊重理念の啓発・人権教育の充実」では、全ての人々が互いの人権を尊

重し、ともに生きる社会を実現するため、学校教育、社会教育それぞれの分野の特性を踏まえた人権教育や人権研修を行うなど、人権意識を高めるための取り組みを行ってまいります。

以上、大まかではございますが、新年度の教育施策基本方針（案）についてのご説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第41号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

それでは、担当課の方々にもお入りいただいておりますので、まず資料でいいますと、目次をめくって、教育大綱につきましては先日、総合教育会議で市長とともに、これらと政策との関連について議論があったところでもありますし、3年を経て、これらについてはまた今後、研究、見直し等について検討していこうというような話があったところではあります。

また、これについてはまた別のお話になりますが、現在の教育大綱に基づきまして、それぞれの方針を位置づけていただいて、関連づけをいただいているというところでもあります。

どうでしょうか、それぞれでいきますか、それとも最初から……

（「全部でいいんじゃないですか」の声あり）

教育長職務代理者 全部でいいですか。じゃあ、気になるところ、ご発言いただければと思います。

どうでしょうか。

山形委員、準備できていますか。

山形委員 方針1から、質問というか、意見という形でもいいですか。

教育長職務代理者 はい。

山形委員 方針1の重点1のところ、一時預かり付講座の開催についてですが、何回か参加したり、市民センターに書いてあるものを見ると、保育の枠が少ないケースが多かったので、ぜひそこを増やしていただきたいです。また、土日に働く共働きの家族が多かったりしますので、土日にも、ぜひ保育つきで、土日開催という講座を増やしていただきたいなと思っております。

あと、青少年に向けた学習機会の提供で、青少年会館が近くにあるといいんですが、なかなか近くにない子どもが参加できるようなもの開催をお願いしたいです。居場所も生涯学習部のところに新しく居場所ができたんですが、どんどん青少年に向けた、中高生に向けた居場所づくりについて、広めていっていただけたらなと思いました。

教育長職務代理者 とりあえず、今1つですね。

じゃ、方針1とは限らずにということで、気がついたところからご発言いただければ結構です。

今のは生涯学習推進課のところでしたね。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 というご意見でございました。お持ち帰りいただくということでよろしいでしょうか。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 そのほか。まだありますか。

山形委員 ほかに何個かあるので、続けさせていただいて、これは質問です。

方針2、重点2の小中一体型スクールの検証というところで、兼務教員の試行配置というところは、具体的に、多分、東部小学校、梨香台小学校、五中のあたりの部分で、これどんなことがされるのか、知りたかったです。

教育長職務代理者 じゃ、ここで切っていいですか、それともご発言いただいちゃいましょうか。

山形委員 次いきます。

方針3の重点1、これも新規のところですが、学校トイレ洋式化の推進、以前からやっていると思うのですが、これ新規についていたので、どんなことをやるのかというところが気になりました。

次、方針4の重点1です。幼児教育の推進の部分で、自分自身で学びのために、インターネットで松戸市の家庭教育について調べたところ、平成26年の公民館運営審議会のところで、1,400人ぐらいの方に向けてアンケート調査をとっていたんですね。どんな家庭教育が学びたいかみたいところで、「教育に関する情報が欲しい」というところが68%とありましたので、その部分で、少し古いデータなんですけれども、今後、そういう家庭教育に向けてのアンケート調査をするのかなというところが気になりました。

また、人権のところを、方針5の人権の部分で、いろいろな人権教育で、子どもたちに人権教育というところがリーフレットの配布、小学校、中学校でリーフレットをもらってくるんですが、子どもも学びが大事なんですけれども、大人自身が子どもの人権について学ぶ機会をぜひ持ってほしいというか——人権について学ぶべきです。

先日もすごく痛ましい、悲しい虐待の事件が起きて、松戸は子育てにやさしいまちと言われていますが、虐待の件数でいくと、千葉県の中では1番です。ただ、その1番、数という

ところでいうと、子どもの人数にもよるので、数ではないので違うかもしれないんですが、その部分で、もっと子どもの人権や権利について学ぶところが必要なので、これ意見ですが、ここ大人が学ぶ必要性があると思いました。

少し戻りまして、方針4の重点2の部分で、切れ目ない支援のところですか。教育研究所さんなんですけれども、不登校や何か問題があるという部分のときに、教育研究所さんが全部担当にはなっているんですけれども、子ども家庭相談課との連携についてはどうなっているのかを伺いたかったです。

子ども家庭相談課は、0才から18歳までのお子さんに対して、保健センターで動きがあって、電話の相談が9時から17時までという形なので、共働きだったりとか電話しづらい方もいらっしゃるのかなと思ったりするので、その辺の手の届かない、こぼれ落ちているところと、あとは例えばこっちの子ども家庭相談課には相談しているんだけど、教育研究所とつながっていないケースだとかというのがあると思うので、ここの辺の切れ目のない支援というところで、どんなふうに保健センターと連携とれているかなというところが気になりました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、方針2の重点2のところからよろしいですかね。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 こちらは指導課でしょうか。

指導課長、お願いします。

指導課長 重点2につきまして、小中一体型スクールというところがございますが、第五中学校の英語科及び国語科の教員が、東部小学校の主に高学年の言語活用科の授業で授業を行っているというところがございます。英語の授業をアシストするだけでなく、東部小学校の英語科全体をリードしたり、4年生以下の学年での試行したりということしております。

以上でございます。

教育長職務代理者 続きまして、方針3の重点1の学校トイレの洋式化。

教育施設課長。

教育施設課長 21ページの方針3の重点1、学校トイレの洋式化につきましてでございます。

トイレの洋式化につきましては、これまでも取り組みを続けてきたところなんですけど、1年に1つあるいは2つの学校の整備、このペースで進んでいきますと今後数十年かかってい

くと、非常に公平性に欠ける整備手法を今とってきたところでございます。

この従来工法のほうを見直しする必要性が非常に高いということと、それから整備費、コストが非常にかかっているというようなことを、非常に問題を抱えておりましたので、早期整備あるいはコストの削減を目指すということを掲げて、新たな整備手法について今後検討を進めて、速やかな事業着手に向けて取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そうすると、方針4、重点1でいいですか、生涯学習推進課。

生涯学習推進課長 アンケートという形ではとっておりませんが、山形委員もご案内の部分だと思んですが、要は45校の各小学校の各家庭教育学級については、各地区ごとに研修会というような形で、年間を通して情報交換をしております。

また、一遍に全地区はできないんですけれども、年ごとに地域を決めて、私どものほうでフューチャーセンターの対話の手法で1年間の講座を考えたり、振り返ったりしながら、その中で次年度に向けての必要な講座はどういうものなのかというようなことについても情報をとらせていただいています。

また、各45校からは、講座についてのさまざまな報告書も上げていただいて、かなり膨大な資料になるんですけれども、そういったものにも目を通しながら、次年度に向けた家庭教育の基本方針の冊子を毎年おつくりをして各学校にお配りをして、それをもとに新年度の講座を組んでいただくというような形で繰り返しております。

ただ、お話がありましたとおり、約4年ぐらい前ですかね、アンケートをとったということもございますので、5年置きぐらいに定期的にアンケートをとるということも大事なことかなということ、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

教育長職務代理者 資料順でいきますと、教育研究所の関係、お願いします。

教育研究所。

教育研究所長 子ども家庭相談課とは日常的に連携してしまして、情報を共有しながら対応しております。特に、子ども家庭相談課のワーカーさん、元校長が働いていることもありまして、よく顔を出していただきながら、状況をお聞きしながら対応しているところです。

山形委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 あと、人権のところについてはどうでしょうか、ご意見ですか、それとも大人に向けた人権、あるいは虐待とかいったことについての啓発といったものがないのかと

いうことに関してはどうでしょうか。

生涯学習推進課。

生涯学習推進課長 人権のテーマについては、ご案内のとおり、年々いろいろと幅が広がっております。私どものほうでは、市全体で取り組んでいるのが行政経営課のほうの人権担当、それと教育委員会のほうは教育企画のほう、また、人権擁護委員さんとか人権団体さんとも連携をしながら、ちょうど今年度は松戸市が人権宣言をして20年の年でしたので、そういった節目のイベントや講座も開催しております。いろいろなマイノリティーのさまざまな人権もふえてきておりますので、そういったことも時々必要なものをチョイスをして展開をさせていただいているところです。

多分、今回の事件がありましたので、特に子どもの人権について、新年度はテーマになってくるのかなというふうには考えております。

教育長職務代理者 お答えいただきました。いいですか、山形委員、それぞれ。

山形委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、どうでしょうか。

武田委員、ありますか。

武田委員 方針1の重点2のところと方針2の重点1にもつながるのかなと思うんですけども、文化振興というとは何か関連するイベントをするようなイメージになると思います。どちらかという、よく市長が言っている「文化の香るまち」を目指すのであれば、学校教育の中で美術とか音楽の時間が削られてきているということは皆さんご承知のとおりで、そのような中で、どこでそういうものに数多く触れていくのかということ懸念しています。忙しい親御さんたちをお願いするのは非常に難しくなっているのが現状だと思われる中で、日々一番長い時間を過ごす学校内の廊下の掲示物であるとか、あるいは校内放送であるとかというような、すごく日常の中で文化に触れる機会を何か想像して、無理のない形で自然に吸収するチャンスをふやす努力というのをなるべく多くしていただけたらどうだろうか思っています。既におそらくしていただけているんだと思うんですけども、よりどういった形がより良いかということを少し研究していったらより良いのではないかと常に思っています。

文化に関連すると思いますが、方針2の重点1ですね、図書館司書さんと司書の教諭の研究会というのがあるんですけども、この中でどういったことが話されているのかというのは非常に興味があります。というのは、一般の図書館整備がこれから進んでいく中で、学校

図書館との連携というのをいろんなところが研究しておられる話をよく聞きます。その中で皆さん苦慮してらっしゃるのは、学校の図書館司書さんの仕事がなかなか一般教員の教務と兼任していると非常に大変であるという話がよく聞こえて来るので、その方々のご意見であるとかご負担であるとか、あるいはご不満であるとか、こういうことをしたいというような希望みたいなものが、アンケートのような形でもいいですし、ぜひ、一般図書館が大きく変わるこの時期に、何かそういう、特に希望の部分が、集められたらいいなと思います。

次の重点2の中で、もう一つ気になっているのが言語活用科の話で、ワークブックというのが2カ所、重点2と重点3と出てくるんですけども、新たな教材ワークブック、どんなものなのかが気になります。それをぜひ内容を教えていただきたいです。

それとは別に、日本語の言語活用科は、恐らく意識されてなさっているんだと思うんですが、本来は、全ての授業の中でそこはかたく日本語力が伸びるという体制を考えてくださっているというふうに私は理解しています。せんだって造形展の発表を見に行っただんですが、何年前にお願いしたその中で、自分の作品に対するコメントというものをつけてほしいというのは一向に実行されていないというのが現実で、なかなか教務が多くて難しいのか、そういうのは必要ないと思われるのかあったら良かったなと思いました。ちょっと、さやかなことからの言語活用ということのほうが日常につながるのではないかというふうに思っています。新しく導入されるワークブックも期待を持って、気になっているところです。

あとは、方針3の重点2のところのまなび助っ人の学力の底上げサポートとなっています。この活用方法というのが、そろそろもう何年か経つので、どういった成果が上がっていて、どんなふうになっているのかという現状を知りたいなと思います。ボランティアをしてくださっている方たちのご意見みたいなものがもしまとまっているのであれば、お聞かせいただきたいというふうに時期として思います。

それと最後に、方針4の、これは質問なんですけれども、重点2ですね。訪問相談員の方と学校教育相談員という方の人数とか配置のぐあいと活動内容について、もしよろしかったら詳しく教えていただけたらと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

まず最初、方針1の重点2ですかね。これというか、学校教育の中での文化振興についてというご質問がありました。これは指導課でしょう。指導課ということでいくと、そのほかいろいろありました。ちょっとまずお答えをいただいて。

指導課長 まず、初めの学校の中での文化振興ということで、先ほど廊下の絵画であるとか、音楽、放送でありますか、そういった部分については今ご指摘いただきまして、そういったことも学校内で工夫できるように、今後考えていきたいと、研究していきたいというふうに思います。

2つ目の学校図書館司書に関しましては、ご案内のとおり、図書館との連携をここ数年でできるようになりまして、実際に図書館の推進している市、進んでいる市の状況などを研究して、また、自分の学校との違い等を話し合いをしたりだとか、どういうふうな形をすればよりいい読書活動ができるのかという話し合いのほうは、私も実際に見て、こういうふうにいるんな、一人職でありますので、交流が進むと、よりいい取り組みが実践につながるんだなというふうに感じております。今後も、図書館との連携は深めていければと思います。

また、アンケート等、お気持ちを聞いたりといったことについては、学期に一度、研修会を行っておりますので、その中で指導主事が——失礼しました。年6回ですね、司書研修会を行っております、その中でご意見等は伺っております。やはり、学校によっていろいろな、学校の協力体制というのが差がございますので、そのあたりは、こちらからまた学校に取り組みを進めていきたいなというふうに思っております。

では、続けて、補佐から説明いたします。

指導課長補佐 指導課長補佐、菊地と申します。よろしく申し上げます。

ワークブックにつきましては、従来、小学校の英語分野で「ハートでENGLISH」という冊子を5・6年生全員にお配りしていたんですけれども、今回、32年度からは言語活用科全体的にリニューアルをいたしますので、小学校1年生から実施をするようになります。

これは例えば1・2年生用のワークブックの試作なんですけれども現物提示、2年間で1冊使う。この中には1年生の英語分野、日本語分野、2年生の英語分野、日本語分野というものが入っているものを全員にお渡しする。同様に、3・4年生で1冊、5・6年生で1冊というようなワークブックを作成しようというふうに考えております。

続きまして、これに関連して、言語活用をもっといろんなところに活用してはどうか、以前、造形展のほうにコメントを載せてはどうかというご意見を伺っています。ただ、すごく作品数が多いものですから、個々にちょっと載せるスペースがないのですが、せっかくいただいたご意見ですので、そのころからちょうど始めた中学校の部活動の展示には作成の経緯であるとか、どんな思いでつくったのかといったことを載せてもらうカードを新たにつくりまして、展示させていただいているところがございます。少しずつですね、いろいろなとこ

ろに汎用させていきたいと考えております。

最後、まなび助っ人についてですが、スタートしてから3年が経とうとしております。いろいろな活用の方法は学校ごとに違うところはあるんですけども、やはりずっと継続してきた学校については、かなり機能的な活用ができていうふうに報告書等からもうかがい知ることができます。今年の報告書はこれからなので、まだ精査されてないのですが、今までの学校からの意見でいいますと、やっぱり先生とまなび助っ人が一体となってその時間、補習の時間を過ごすことができるので、子どもたちにとっても、授業中は聞きにくいんですけども、このような少人数でではとても質問がしやすいであるとか、昨年から業務を拡大しまして、宿題等のノートの丸つけ、プリントの丸つけも仕事に入りましたので、これは先生方にとっては、とても業務の改善にもつながる、また、宿題のノートをその日のうちに返せるといった、好意的な意見がたくさんあります。

丸つけをしたものは担任ときちんと情報交換しまして、こういうところが間違いが多かったよとか、そういう情報を共有することで日々の教育活動にも生かしているところでございます。

以上です。

教育長職務代理者 答弁漏れ、武田さん、いかがでしょうか。

武田委員 そうですね、ワークブック2年続けてという、その内容をちょっと。

教育長職務代理者 ワークブックの内容について、もう少しお話しできることありますでしょうか。

指導課長補佐 例えば、この1・2年生用の例えば1年生の日本語分野ですと、「結論から言う」とか、そういうページがありまして、自分で書き込んでその学習をできるようになっています。口頭での応答が活動メインなんですけれども、記録として残していくというものです。

1年生の英語分野ですと、新しくフォニックスの勉強を入れますので、そちらの絵であるとか、ちょっとなぞり書きをするスペースとか、そういうものを入れる予定でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 どうでしょうか。

市場委員。

(「もう一個、教育研究所さん」の声あり)

教育長職務代理者 あ、ごめんなさい、教育研究所、すみません。

教育研究所長 訪問相談員ですけれども、訪問相談員は、常盤平第一小学校に置いてあるほつとステーションに2名おりまして、基本的には訪問型の不登校支援ということで、家からなかなか出られない子どもの家庭を家庭訪問して、とりあえず家から出て、居場所としてほつとステーションを利用して、学校復帰のきっかけをつくるという、そういう活動をしております。

それから、学校教育相談員は臨床心理士で、予算ベースでは6人あってありまして、そのうち3人は、古ヶ崎南小のところで不登校の相談業務、カウンセリング業務を行っております。他の3人は研究所にいて、受理面談といひまして、最初の1回目の相談をそこでやりまして、不登校支援なのか、実は不登校の原因の発達障害が大きいのかということであれば、五香の発達障害であったり、就学相談のほうに回すとかという、そういう1回目の相談をしているのと同時に、緊急派遣ですね、学校現場に緊急的にカウンセラーが必要なときは、その研究所勤務の学校教育相談員が行く、そういうことをしております。

以上です。

教育長職務代理者 武田委員、よろしいですか。

武田委員 どちらも不登校対応が主というふうに考えていいということですね。

教育研究所長 古ヶ崎にいる3人は、もう不登校の話専門です。研究所にいるのは、一番最初の相談ですので、就学相談、特別支援か不登校か、話を聞きながら、次の継続相談につなぐ役目と緊急派遣をやっているという、そういう、同じ枠なんですけれども、勤務先によって内容はちょっと違います。

武田委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 方針1の重点1のところで、図書館整備計画の推進とありまして、去年の同じ会で、この2月の会で、何か図書館の大体の規模みたいなものの目安が決まってきたみたいなお話があったんですけれども、その後の何か図書館整備の進捗状況みたいなものを教えていただきたいということが1つと。

あとは、方針4の重点3で、地域の力で学校を支援する組織へのサポートというのが話が、これも去年もここで少し議論になったんですけれども、そのときに、主に小金地区と牧野原地区でそういう事業が行われているという話がありました。必ずしも学校とか教育委員会が、音頭をとって展開していく事業というよりは、そういう声が地域から上がった場合にサポー

トをするみたいなイメージの答弁だったと思っています。

教育委員会が音頭をとっているものじゃないのかもしれないけれども、それを推進するための何らかの具体的なことがあるのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

教育長職務代理者 2点ですか。最初が……

市場委員 図書館の状況ですね。

教育長職務代理者 図書館について。

図書館長、お願いします。

図書館長 昨年お答えしたのは東松戸図書館についてで、このときは、これから議会にということでお話をさせていただいたと思います。その後、ご承知のとおり、3月議会で否決され、白紙となりました。

今現在の状況は、まず来年度、新たにオープンする、明市民センターにはエレベーター等の設備がなかったのですが、本年11月をめどにバリアフリー対応施設に移転することから、同市民センターにある明分館が新施設に移転開設ということになります。こちらのほうは、面積自体は同じ96平米ですが、書庫を少しいただけるということで、閉架書庫分がプラスになります。バリアフリー化ですので、少しゆとりを持ったレイアウトにいたしますが、資料提供サービスが低下しないように配架できる予定でございます。

新しくできるところは、今の明市民センターがあるところから北東方面に300メートルぐらい行った、現在バッティングセンターがあるところでございます。そこに図書館は入り口から入って北向きの場所にできるわけですが、隣がフリースペースとなっておりますので、今までなかった読み聞かせのスペースですとか、ブラウジング、新聞や雑誌を見ていただくスペースなども確保できるということになっております。

あともう一つ、東松戸地域館ですが、現在は次の予算要求に向けて、設計委託の要求水準書に関係課と作成する事務を進めているところでございます。これまでにない施設規模の分館で、いわゆる地域館ということになります。施設のコンセプトである「コミュニティと学びの交流拠点」を実現するために、これから具体的な設計に入るというところでございます。

東松戸図書館は、これまでの貸し出し中心のサービスだけでなく、滞在型を目指しております。人々が自由に交流し、地域の課題解決や知的創造活動が生まれる場として整備していきたいと考えております。

以上のようなことが整備計画で今、来年度進めていくという状況のところでございます。

教育長職務代理者 追加質問あれば。

市場委員 すみません。最初、明は分館の施設の整備を進めますよという話ですよ。

図書館長 はい、そうですね。

市場委員 それで、それはそうとして、新しく本館をつくるという話……

図書館長 本館についてですか。

市場委員 本館。

図書館長 今進めているのは、東松戸地域館で、中型の1,000平米程度のものになります。

市場委員 去年ここでそういう話をしたんだけど、予算、議会で否決をされた。

図書館長 それで一度白紙になりました。

市場委員 もう一回やろうとしているということですか、今。

図書館長 そういうことでございます。

市場委員 わかりました。ありがとうございます。

図書館長 よろしいでしょうか。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございます、一旦。

続きまして……

市場委員 地域の力で学校を支援する。

教育長職務代理者 これは教育企画課。

教育企画課長。

教育企画課長 先ほど市場委員からお話しありました地域のサポートの関係でございますが、さまざま各学校ではいろんな地域の方々が入って、いろんなサポート、学校の支援をいただいているところをご承知だと思います。その中でも、よりそういった活動を、少しでも多くの方々に知ってもらったり、また、もう少しこういう支援をしたらもっと活発になるんじゃないかというような観点から、特に今まで、一例を挙げますと、さまざま学校で、おやじの会がありますが、非常にいろいろな活動をされていたり、読み聞かせのボランティアや図書館ボランティアなど、多くの地域の方々に学校を支えていただいております。そういった活動を、「コネクション」という冊子を今、委員会もつくっているんですが、こういうところで、各学校で地域と一緒に連携しているものを、広く皆さんに知っていただいたり、知らない方々に参加していただいたりというような、土台を少し広げていったりとか、そこで何か支援が必要なものがあつたら、もっとこういう展開ができるんじゃないかなんていうご提案をいただいたときに、行政も中に入らせていただきながら、こちらでできる支援は何かないかということ、探りながら今、進めているところでございます。

特に、何もなくて、学校のほうが地域の力をかりたいということよりも、今さまざまこういうことをやっているんだけど、もう一つ、こんなことがあったらもっと裾野が広がるとか、もっと広く皆さんに知っていただいて、多くの方々に協力していただきたいとか、そういった、仕掛けみたいな部分を行政の中でも支援できたらなということで、さまざま各地域のところに職員が出向いて、学校と地域の状況、そういった特性を我々のほうでも調査させていただきながら、支援ができたらなということでやっている事業でございます。

来年度、今、矢切小のほうで稲作の関係、地域の方々と連携してやっている事業を、来年度については支援するサポートということで、矢切小が地域支援の中で1つまた入れていきたいと今動いております。

雑駁であります、そういった形の事業をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 じゃ、一旦。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 それでは、私のほうから2点だけ。1つは、方針2の重点1のところなんですけれども、学校における教職員の働き方改革の推進ということで、以前、たしか留守番電話の導入というようなことが話題になっていたような気がしたんですけれども、今回、これは依然として予定されておられるのかどうかということ、ちょっとお聞きしておきます。

それからもう一つ、先ほど質問があったんですけれども、学校トイレの洋式化なんですけれども、以前ある高校で、ある人から「松戸の小中学校はもう全部洋式トイレになっているんですね」と聞かれて、いや、まだすべてが洋式になっているわけではなく、今ちょうど入れかえている途中ですというお話をしたんですが、学校の中で洋式トイレになっている割合はどの程度でしょうか。

以上です。

教育長職務代理者 施設課でいいですか。電話のお話も、どうでしょうかこれは。これは学務課。

学務課長。

学務課長 学務課でございます。

現時点で、留守番電話を既に導入されている学校もございしますが、まだ学校が多数残っているのは事実でございます。一遍にこれを全部というのは、やはり予算もかかることですので、順次システムを変更しながら、勤務時間外の電話の留守番電話に対応できるように準備

を進めているところでございます。

教育長職務代理者 施設課、お願いします。

教育施設課長 学校トイレの洋式化の割合ということで、直近の数字とちょっとあれなんです
が、11月末現在時点では約45%の洋式化率となっております。1つの学校の洋式化が整備さ
れますと、おおよそ1%ないし1.数%ということで、数字的にはほとんど上がっていかない
状況もございますので、これを先ほど申し上げたとおり推進していくというような考えのも
と、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 1校やって1%でもないでしょう。20校と46校の、まあまああんまり大差
はない話で。一応そういうことで。

伊藤委員 すみません。そうすると、小中学校の現在半分弱がもう洋式化されていると言っ
ていいんでしょうか。

教育施設課長 洋式トイレは全校には整備されているんですが、洋式便器と和式便器の割合が
そういう45%というような状況になっております。

以上でございます。

伊藤委員 セットでやっていた工事が先行していますよね。

教育長 いや、整備じゃなくて、伊藤委員さんのおっしゃられる100%というのは、学校にあ
るトイレが全部洋式化されているのかということですね。でも、私たちはこれまで洋式化す
る——例えば3つあったとすると、2つを洋式化して、1つはまだ和式のままとか、そうい
うふうなずっとセットの仕方をしていましたから、だから、全体で考えると45%なんです。

伊藤委員 全ての学校に洋式トイレは必ず1個はあるということは言える……

教育長 いや、1個どころじゃなくてもっと。

伊藤委員 だから、最低1個はある。

教育長 はい、そうです。

伊藤委員 全体の割合からすると45%が洋式化と、わかりました。

教育長 でも、それをもっともっと高めるために今度、工事のあり方を検討しているというふ
うに理解していただきたい。

伊藤委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 ひとあたりお聞きしました。

私からちょっと、指導課でしょうか、言語活用科の日本語への取り組みがワークブックの

ところでちょっと出ました。それ以外がほとんど読み取れないんですけれども、日本語科への取り組みのもう少し力点があるのかなと思っていましたので、あれば教えてください。

それから、新指導要領への準備みたいなものは、まだ予算化して事業化するようなことじゃないのかもしれないんですけれども、そういった意味で、指導方法とか研修とかといった中で、何か予定されているようなことがあるのかということをちょっと教えていただければと思います。

指導課長、お願いします。

指導課長 言語活用科の日本語分野につきましては、当然、日本語は各教科の基盤となるものですので、そういう大切さは考えております。特に、学力の関係で申しますと、やはりどの授業の中でも、言語活用科の必要な力というのはどの教科にも必要であるという認識を持っております。

特に、来年度は、授業の中のどの部分で力をつけていけばいいのか、どのような授業を行った方がいいのかというのを具体的に示していきたいと思っております。この教科のこの分野でどういことをやるかというのを、具体的に示したいなと思っております。

2つ目の新学習指導要領への取り組みということで、来年度、道徳が中学校で始まります。その部分については、各学校で今取り組んでおり、また、教育委員会としても支援をしているところですが、さらに来年度は——再来年度に向けてか、新言語活用科に向けて、英語につきましては新たな英語分野ということの方向性も今、検討しているところでございます。よろしいでしょうか。

以上です。

教育長職務代理者 わかりにくいですね。新言語活用科という……

指導課長 今後は、外国語、中学校で行っているものを新英語分野というふうな形で考えているところがございます。

教育長職務代理者 言語活用科を英語でやる。

教育長 違います。今現在、中学校の英語科があります、これは中学校の英語科なんです。言語活用科の英語分野じゃないんです、教科書を使って。でも、今考えている新しい言語活用科としては、中学校の3年間も言語活用科の英語分野として、TESOLの指導方法を取り入れて、松戸市としての英語分野の授業に全部かえていくということです。

教育長職務代理者 それ、英語科とは別にですね。

教育長 はい。英語科はもうない。

教育長職務代理人 あ、英語科と言わずに。

教育長 はい。という計画があります。

教育長職務代理人 それに向けて準備をしておりますという話。

教育長 はい。

教育長職務代理人 一通りお聞きしました。質問漏れ、あるいは確認、あるいは議論、意見、何かあれば。

(「追加」の声あり)

教育長職務代理人 はい、追加。

伊藤教育長。

教育長 先ほどの武田委員さんからの司書との懇談ですけれども、実は私のところへも代表の方々が来られて、いろんな各学校の状況を、結構長い時間お聞きしたりしていますので、現在の学校司書さんの、これは司書教諭じゃないほうね、学校司書で。その方々もいろんな、現場に行っているいろんなことがありますので、そういうことはお聞きしております。

それと、市場委員さんからあった地域の教育について、小金北中のコミュニティスクールについて、どなたか説明をお願いします。

教育長職務代理人 コミュニティスクール、これは、教育改革室をお願いします。

教育改革室長 コミュニティスクールにつきましては、本年度、先ほどの学校支援地域本部事業を、長らく行っております小金北中学区が、地域を主体とした子どもを育む組織として、新たに「松戸版コミュニティ・スクール」というふうに誕生いたしました。活動そのものは、今までと何ら変わるものではないんですけれども、あの地域のコーディネーターを中心に学校支援をする組織をしっかりと組んでいるというところで、松戸のコミュニティスクールの新しい形として今年度、広報活動等を進めています。

今回、24年間続く小金北中のコミュニティ会議という組織が、その活動の成果を認められて、県からライトブルー賞の表彰を受けたということもございます。

教育長職務代理人 今のは方針2の重点3にある「松戸版コミュニティ・スクールの推進」のところ、そういうふうに衣がえをしていると。

市場委員 そういう試みが成功している背景というのは、やっぱりその地域住民の力みたいなものが非常に大きいという理解で、学校とか教育委員会が力を尽くしたというよりは、地域住民の力が大きいことなんですか、やっぱりそれは。

教育長職務代理人 どちらとも言えないんですが、あえて言えばそういうことかというこ

と。

室長。

教育改革室長 おっしゃるとおりです。平成7年当時から、地域の中心になってくださる方がいらして、初めはきっと小さな組織だったと思うんですけども、新しくできた小金北中を支えていこうということで、学校の支援ボランティアではなくて、学習支援とか、教育相談などさまざまな形で、本当に地域の力で子どもたちを育む組織を立ち上げて、それが正式なものとして組織していきました。初めは、十何人から始まったとお聞きしております。

市場委員 いや、何かそういう、本当に全く市民の力が継続するというのがすごいなと思いますね。

教育長職務代理者 夜間中学についても特にご質問なかったのですが、何回かに分けてご報告いただいていますので、もう開校間近ということであります。何か人数とか、何か今の進捗でご報告いただけることあればお願いします。

教育改革室長 ただいまの状況ですけれども、本当にいろいろな方面からの協力をいただきまして、やっと最終段階に入りました。1月現在におきまして、生徒さんが25名、10代から70代と幅広い年齢層の方が入学を希望されています。そのうち外国籍の方は8名ということで、全国的に今言われております夜間中学は8割が外国籍という数よりはずっと少ない割合です。皆さん学ぶ気持ちが強く、もう一回学び直したいという気持ちを持ち、さまざまな背景を持った方が集うということが想定されております。改修工事もほぼ済みまして、学校がだんだん形になってきました。あとは、入学の生徒さんを迎える準備を最終的に進めております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員。

市場委員 先ほど教育長から、英語科がなくなって、言語活用科の英語分野になるというお話がありました。あんまり制度のことはわかりませんが、すごく大きいことのような気がします。何か実質やることがどれくらい違うのかわからないんですけども。

教育長 もともと英語活用科は、特例として文部科学省から松戸市内の65校が認められているわけなので、教育課程をそういうふうに変更すること自体については、既に指導課長と担当の補佐が赴いて、いろんな打ち合わせは進めているところですので、特例校の内容の変更ということで、でも、例えば入試はどうするんだとか、いろんなそういう調整事項については、これは県教委とまたいろんな打ち合わせしなきゃいけない。

その指導内容については、私が話すよりも、はい。

教育長職務代理者 菊地補佐、お願いします。

指導課長補佐 今年度の夏に中学校の英語科教員10名が、1ヶ月オーストラリアでTESOLという第二言語習得に基づいた指導法を学んできましたので、そのスピリットを入れた英語指導の方法を今、その10人がつくってくれています。帰ってきて2学期、実践をしてきています。

それは、簡単に言いますと、英語の活動がすごくふえるということで、4技能と言われている「聞く」「話す」「読む」「書く」という、これをバランスよく育む指導法でございます。これを中学校全校でできるように、まだプログラムは全部はつくり終わっていないので、まずこれをつくりながら、行った先生方だけじゃない、ほかの先生方にも広めていく伝達講習を、この4月から来年度していく、そして実践を広めていくという計画であります。

市場委員 教科書とかもかわってくる。

教育長 いや、教科書は使います。

市場委員 使うの。

教育長 はい。

教育長職務代理者 指導法なんですね、わかりませんが、私。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと変な質問かも知れませんが高校受験との関係では、もう何ら影響はないと考えて……

教育長 それは、恐らくテキストはきちっと終わらせますので、問題はないと。

伊藤委員 テキストは終わらせる。

指導課長補佐 はい。

教育長 今使っている教科書。それでいいんですね。

指導課長補佐 学習指導要領の中に含まれている指導事項、学習事項は全て踏襲した上で、学習の仕方、指導の方法が変わるということです。

(「ああ、指導の方法が変わる」の声あり)

教育長 この前の彼らの打ち合わせの中で、例えばこれ言うとおわかりいただけるかなと思うんですが、授業の中で生徒が間違った英語でも平気でしゃべるようになった。

(「それは大事なことですね」の声あり)

教育長 はい。という表現していただきましたので、私は期待をしております。

(「でも、間違った英語だと高校受験とかで」の声あり)

教育長 いやいや、そういう意味ではなくて、もう英語をたくさん使うようになったと。

伊藤委員 ああ、なるほど。そのこと自体は非常にいいことですね。

教育長職務代理者 そちら辺の整合性、先ほど単位等については、県教委とまたこれからという話……

(「はい、そうです」の声あり)

教育長職務代理者 そういったことは、またこれからやりながらと。

そのほか、全体、いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 ここに出ていませんが日本語学級のある学校とない学校についてですが夜中外国人居住者がすごくふえているという話をせんだって伺っていますので、お子さんというのはすごく柔軟だから、意外と学校の中で溶け込んで自然に習得することもあると思うんですけれども、全般的な市内の日本語学級の何でしょう、動きというか、創設ぐあいというか、そのあたりをお聞かせいただけたら、すみません、ついでなんですけれども。

教育長職務代理者 日本語学級というか、日本語を話せない……

武田委員 母国語じゃない子……

教育長職務代理者 母国語じゃない子どもへの指導方法。

(「日本語学級というのはいないです」の声あり)

武田委員 あれっ、違いましたか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 じゃあ、その辺の外国人のお子さん等についての指導体制について。

指導課長補佐。

指導課長補佐 現在、指導課では、日本語指導については2種類の支援人材を必要な学校に派遣しています。多くいるほうは日本語指導支援スタッフというもので、研究所のスタッフの中の位置づけとなっております。この人たちは、例えば社会の時間、教室とは別の部屋でマンツーマンの指導をしています。日本語で日本語を教える指導をしています。

もう1種類の人材は、日本語協力者という人で、この方たちは母語を話せる人、例えばこの間の日曜日に日本にきて、「おはよう」も「こんにちは」もわからない児童生徒のそばに、教室に入ってそばについて通訳とかもできるという、教室に入れるところが先ほどのスタッフとは違うところです。

いつまでも通訳していると日本語を覚えないので、徐々にマンツーマンの指導であるとか、

適宜そこは入れかえて、だんだんスタッフのほうに移行していくという形で、日本語の支援を行っております。

教育長職務代理者 ほかに。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

私から最後というか、確認ですけれども、スクールソーシャルワーカーについてはこの方針案の重点2にありますので、なかなか人材も含めて難しいというのは、教育長からも再三お聞きはしていますけれども、ぜひ粛々と進めていただければと思います。学校現場がうまく回りますように、そのような仕組みが有効だろうと私は思っております。意見です。

そのほかよろしければ、こちらでご説明のとおりの内容の中、大体疑問が解決されましたでしょうか。

教育長、最後に、何かありますか。

教育長 今、最後に日本語のことが出てきたので、あえて、説明したほうが多分いいのだろうなど思うのでお話しします。

今、武田委員さんから出てきた日本語指導というのと、言語活用科でしている日本語分野と、それから従来の小学校も中学校も国語科というのがあります。全部日本語を使うんですけども、全然違うものです。私は従来からある国語科の中できちんとした日本語の指導というものが、——要するに、松戸市が主張しているいろんな思考力とか、表現力とかをきちんとつくるための日本語の力というのが、国語科の中では不十分なところがあると判断したので、数年前に始めたわけです。けれども、そういう日本語教育のあり方というのは、今の日本語ボランティアの説明にもあったように、ちゃんとしたシステムが日本にはないんです。

日本語をどうやって外国人の方に教えるかというところか、子どもたちに日本語をどうやって教えるかというベースもないんです。私たち、恐らくここにいる全員が、小中学校のときに国語科の中で勉強してきたことというのは、そういう論理的なものはぼーんと飛ばして……

(「そうですね」の声あり)

教育長 ですよ。初めからあいうえおを習って、すぐに文章を書かされる、それで物語を読まされる——まあ、そういうふうな流れです。ですから、改めて言葉の力というものをきちんと構築するために、松戸市では日本語分野というのをつくった。それを、ところが、ほとんどの人は国語科の中で、あるいは日常の生活の中で、普通に日本語の力は身につくものだ

と思っているから、教員もそうなんです。ですから、日本語分野というものの広まり方が遅いんです。

英語は、みんなもう必要に迫られて、必死で今、先生方が勉強し始めていますから、むしろ英語分野のほうをみんなすぐにつかかってくれて、特に興味・関心の高い方やある程度のベースのある方は、非常にすぐれた実績をもう示し始めている。でも、日本語分野については、みんなそこまでの切迫感がないので、どうしても各教科にも広がりにくい。そこをもっとこ入れするために、先ほどのようなノートをつくって、何とかしようというふうな姿勢を指導課で今つくり始めているわけです。というふうに理解していただければ。

学校教育で、次の指導要領ではもっと大きく変わってきますけれども、やっとな国もそういう日本語をどうやるべきかというふうな議論を今始めたところです。何とかそこと一緒になりながら、子どもたちの言葉の力というものを身につけたいというふうに改めて思っています。

きょう、いろんな、こうやって来年度の方針を理解していただく中で、1つだけきょう説明したいのは、何年か前から出している生涯学習推進課からの幼児教育のパンフレット、野田市で本当に悔しくて残念な事件が起きました。もうほとんどのメディアが、どこのシステムに欠陥がある、どこがミスした、そういうことにもう終始していますけれども、私はやっぱり、あれがなぜ発生したかというところをみんなでやらないと、本当にこういう事件はまだまだ減らないのかなというふうに、残念ながら思います。

やっぱり、私たちがやらなきゃいけないことは、幼児教育についての生涯学習推進課のこの事業についても、本来は市教委のルーチンじゃないわけですね。子ども部と連携してやっていますけれども、本来は私どもの範囲ではない。でも、あえてやらなきゃいけない。今回の野田市のことを踏まえると、もっとやらなきゃいけないのかなと実は思っています。

今出しているパンフレットは、脳科学の視点から、赤ちゃんをどういうふうに育ててくださいというメッセージですがけれども、もう一つ、やっぱり二親はどういうふうに家庭をつくらなきゃいけないのか、あるいはもっともっと、例えばおじさん、おばさんとかじいちゃん、ばあちゃんとか、あるいは隣の人とか近所の人とか、そういう人たちとみんなとつながって子どもというのは育てていくんだよ、別に聞いても恥ずかしくないんだよとかね。そういうふうな文化がどんどん失われていく中であるから、私たちは行政として、そういう分野にもほかの部と相談しながら進める状況になってきちゃったのかなというのを痛切に感じています。

確かに、小中学校、高校の、あるいは社会教育をやれば、私たちの仕事はそれで済むわけですが、松戸市を見ても、決して野田市と、比べて、もっといいのかといたら、同じ状況の首都圏の周辺ですので、やっぱりそういう環境というのは十分私どもで承知した上で、施策をきちっと考えながら今後も取り組んでいきたいなど、改めて、思っています。というところで、よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、大分時間もかけましたので、よろしいでしょうか。

ほかはないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第41号を採決いたします。

議案第41号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第42号及び議案第43号

教育長職務代理者 次に、議案第42号「平成31年度教育費予算について」と議案第43号「平成30年度3月教育費補正予算について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第42号及び議案第43号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(休憩)

(再開)

教育長職務代理者 再開をいたします。

ちょっと繰り返します。会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第42号及び第43号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 それでは、議案第42号「平成31年度教育費予算について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 8ページをごらんください。

31年度教育費予算についてご説明申し上げますが、多少ちょっとお時間をいただきますので、着座にてのご説明で失礼させていただきます。

教育長職務代理者 はい、お願いいたします。

教育企画課長 それでは、本件は、平成31年度教育費予算につきまして、3月定例市議会に議案を提出するよう市長に申し出るものでございます。

提案の理由でございますが、平成31年度の教育費予算を要求するためのものでございます。

それでは、資料28ページをお開きください。

市議会への提案の段階ということになりますが、平成31年度松戸市一般会計予算は、全体で1,561億8,000万、前年度と比較しまして5.7%の増というふうになっております。

その中で、教育費につきましては133億6,941万4,000円で、一般会計に占める割合は8.6%となっております。こちらの数字は、前年度と比較して0.1%の増、1,063万3,000円の増額ということで、ほぼ横ばいという形になっております。

また、一般会計における款別の予算において、予算額の大きい款を順番に申し上げますと、一番大きいものが民生費812億2,053万3,000円、2番目が衛生費174億5,415万1,000円、3番目が土木費で139億6,568万6,000円、4番目が教育費でございます。133億6,941万4,000円という順番になっております。この教育費につきましては、30年度、31年度予算とも、4番目の順位ということになっております。

それでは、予算についてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

30ページから37ページまででございます。

教育委員会内の款別歳入予算額につきましては、30ページにあります分担金及び負担金の1,535万3,000円から36ページの市債7億6,260万円までの計上となっております。

歳入項目ごとの歳入内訳につきましては、歳入名称欄の記載にありますので、ご一読いただければと思います

次に、歳出でございます。

資料39ページから46ページまでに記載をさせていただいております。

いずれの事業も、先ほどご審議いただきました議案第41号「平成31年度松戸市教育施策基本方針」の各重点項目に従い予算措置することを主眼に置きまして、作成をさせていただいております。

それでは、主要事業につきまして、資料51ページからの「主な事業一覧」から抜粋をしてご説明をいたします。なお、一覧表中の二重丸で示した事業は、新規事業であることをあらわしてございます。

それでは、52ページ、事務局費の事務局運営事業、教育委員会事務局運営に係る一般事務費でございます。

次に、教育情報化推進事業は、ネットワーク関係業務として、教育の情報化推進を図るため、教育情報ネットワークの基盤整備等を実施します。

下段、教育研究指導費の学習指導事業のうち、国際理解教育推進業務1億767万1,000円につきましては、小学校外国語活動と中学校英語の連携を図ることにより、児童生徒の英語に対する苦手意識を克服し、英語力の向上を図るとともに、外国語指導助手や日本語指導協力を活用し、言語技術の習得を図り、学習意欲や学力の向上を目指すもので、記載の事業を行ってまいります。

次に、児童生徒活動支援事業のうち、生徒指導業務1,941万7,000円につきましては、児童生徒への指導体制を確立し、人権教育を含めた豊かな人間関係づくりやいじめ根絶に向けた啓発活動を推進するため、いじめ電話相談を実施するほか、学級診断尺度（Q-U）調査を引き続き実施をしてまいります。

次に、教育相談事業の学校教育相談業務3,079万7,000円につきましては、不登校、いじめ、虐待、貧困、非行等諸事情のある児童・生徒・家庭についての課題脱却に向けた支援・指導を行うため、スクールソーシャルワーカーや学校教育相談員、訪問型支援を行う訪問相談員を引き続き配置をいたします。

次に、54ページ、特別支援教育事業のうち、就学相談業務7,474万7,000円につきましては、障害者差別解消法制定による合理的配慮義務に伴い、障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指し、学校への人的支援による効果的な支援の研究を通じて、特別支援教育力の全般的な向上を目指して、特別支援教育支援員や看護師、児童観察員、巡回指導員の配置や、特別支援学級の新規開設とそれに伴う備品の購入などを行います。

また、特別支援学級補助教員派遣業務2億1,365万円につきましては、一人一人の教育的

ニーズに応じた学習支援・生活支援の充実を目指し、特別支援学級新規開設に伴う補助教員を増員してまいります。

また、医療的ケア推進業務125万円につきましては、医療的ケアを行うために配置される看護師に対し、医師による指導助言を受けられる体制を構築するため、指導助言を行う医師への謝礼や、医療的ケアのガイドラインの印刷などを行います。

次に、特色ある学校づくり推進事業のスタッフ派遣業務1億6,768万4,000円につきましては、学力向上を基盤に据えた特色ある学校づくりの支援をするとともに、教育資源を有効活用し、確実に課題を改善・解決することができる双方向の「学校教育力」を高めるため、学校支援のためのスタッフ派遣や日本語指導スタッフの派遣を行ってまいります。

続きまして、56ページの最上段、小学校施設維持管理事業の校舎等改修業務2億1,561万6,000円と、同じページの下から2番目、中学校施設維持管理事業の校舎等改修業務9,817万3,000円につきましては、安全で安心な学習環境を確保するため、学校での施設点検結果や学校からの要望、各種機械類の保守点検時の指摘事項などで施設整備の改善が求められる事項について、緊急性や必要性の高いものから順次、各小中学校の修繕・修繕工事を実施してまいります。新規事業といたしましては、学校トイレ洋式化を迅速に進めるための支援業務委託を行います。

次に、上から3番目、小学校教育情報化推進事業の3億3,436万円と、58ページの上から2番目、中学校教育情報化推進事業の1億4,638万4,000円につきましては、生徒の情報活用能力習得・育成のための学習環境整備として、生徒が使用するパソコンや大型定時装置などのリースを行う等の業務を行ってまいります。

次に、56ページ、上から4番目、小学校施設整備事業の1億7,402万6,000円と、58ページの上から3番目、中学校施設整備事業1億5,228万4,000円につきましては、安全で良好な学習環境の維持・充実を図るため、各校のニーズに対応した施設整備を適切に実施しており、学校施設の修繕を行ってまいります。来年度は、常盤平第一小学校ほか4校の小学校と第三中学校ほか6校の中学校で、給食室の冷房化工事を予定してございます。

次に、58ページの中段、高校施設維持管理事業の校舎等改修業務6,889万4,000円につきましては、施設設備の維持管理を施し、安全・安心な教育環境を整備して、学校施設の修繕や、「市松改革」に伴う教室再編工事を実施いたします。

その下、特色ある教育活動推進事業の学力向上支援業務350万円につきましては、予備校の講師を市立松戸高校に招き、希望生徒に大学受験対策講習等を引き続き実施してまいりま

す。

その下、高大連携支援事業の50万円につきましては、千葉大学等の連携大学から教授、講師、留学生、学生などを招聘して講演・交流を実施することで、小中高大連携やキャリア教育といった魅力ある教育プログラムづくりを行ってまいります。

58ページの最下段、家庭教育力向上事業の家庭教育支援業務51万1,000円につきましては、発達段階に応じた効果的な家庭教育支援施策を研究・検討し、保護者に対して子育てに関する情報や学習機会を提供するため、東北大学川島隆太教授に監修していただいた幼児家庭教育啓発パンフレットをもとにしたPR動画の配信などを行ってまいります。

60ページの一番上、図書館管理運営事業のうち、貸出等管理業務3,710万6,000円につきましては、収集した図書館資料を整備管理し、円滑に貸し出し業務を行ってまいります。新規事業といたしましては、明市民センターの移転に伴う明分館の移転開設を行います。

その下、文化財保護事業の文化財調査業務3,107万円につきましては、開発行為等により緊急に埋蔵文化財の発掘調査が必要とされるものについての調査を行い、これらを整理し記録保存を図ったり、その他の文化財の保存を図るための調査を行います。

その下、青少年会館学習機会提供事業の各種講座開催業務534万円につきましては、青少年がみずから芸術・文化・スポーツにかかわり、自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会を提供するものでございます。その中で、青少年会館で仲間をつくり、仲間や地域の人たちと触れ合う時間と場所を提供する、子どもたちがつくる青少年会館居場所事業と、この事業の担い手を育成する「子どもにかかわる担い手育成プログラム」などを行います。

その下、市民会館管理運営事業のプラネタリウム業務1,655万円につきましては、子どもたちに夢を持つ大切さと宇宙や科学への関心を高めて、創造性あふれる人材の育成に寄与することを目的に、山崎直子宇宙飛行士による天文教室の開催などの事業を行います。

その下、戸定歴史館管理運営事業のうち、企画展開催業務160万3,000円につきましては、企画展「(仮称)徳川慶喜家4代の歩み」を開催いたします。

その下、齋藤邸管理運営事業の管理運営業務1,215万3,000円につきましては、国の登録有形文化財に登録された齋藤邸の管理運営を行うとともに、その文化的価値を広く市民に周知し活用するため、齋藤邸での音楽祭や齋藤邸祭りなどを開催する予定でございます。

その下、博物館管理運営事業の施設整備業務2,000万円は、25年を経過した博物館建築の老朽化等に対する大規模修繕のための施設整備として、博物館と21世紀の森と広場をつなぐ

縄文の森連絡橋の改修工事を行います。

また、62ページ、最上段、博物館展示事業の企画・資料展示業務1,284万6,000円につきましては、企画展「こどもミュージアムーおともも楽しい歴史体験ー」や館蔵資料展「カメラがとらえた松戸の風景」「縄文時代 貝の花貝塚展」「小金城と根木内城」を開催いたします。

その下、美術文化関係事業の地域美術振興支援業務131万6,000円につきましては、「文化の香る街づくり」の一環として、松戸市在住・在勤の美術作家の個展を開催し、その活動を紹介することで、市民の文化芸術活動の振興を図るために、森のホール21のエントランスで「松戸の作家の個展」を開催いたします。

その下、スポーツ活動支援事業の国際スポーツ交流支援業務470万円につきましては、スポーツを通じて近隣諸国との友好親善及び競技力向上を目的に、中学生を対象に大韓民国との交流を実施しており、来年度は中学校男子サッカーの選手を受け入れる予定でございます。

その下、学校体育支援事業の部活動支援関係業務335万3,000円につきましては、中学校における部活動支援を進め、部活動の質的な向上を目指すことを目的に、技術指導や大会引率等を行う部活動指導員を学校に配置する予定でございます。

その2つ下、小学校給食管理運営事業の給食調理委託業務5億9,188万1,000円とその下、中学校給食管理運営事業の給食調理委託業務4億4,607万4,000円につきましては、小学校16校、中学校20校で、債務負担行為での3年間の給食調理委託を行う予定でございます。

次に、64ページ、松戸運動公園管理運営事業のうち、施設整備業務3億6,457万4,000円につきましては、老朽化の激しい松戸運動公園の各施設において、利用者の安全・快適な利用を実現するため計画的な改修を行っており、来年度は、陸上競技場の夜間照明設置工事やプール及びプールサイドの改修工事を行います。

また、その下、陸上競技場の継続費につきましては、運動公園陸上競技場の3種公認継続のための必要な工事を行ってまいります。

ご説明は以上でございます。

なお、ご質問につきましては、担当からのご説明になると思いますので、よろしくお願いいたします。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第42号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論は、歳出、歳入の順に進めたいと思いますので、ご了承をお願いします。

初めに、歳出についての質疑及び討論をお願いいたします。

歳出は、4項高等学校費までで一度質疑及び討論を行い、5項社会教育費で事務局説明者を入れかえ、質疑及び討論を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、4項高等学校費までの質疑及び討論をお願いいたします。

ご質問ある方は、ページと場所を特定していただきますと、お話しやすいですから。

伊藤委員。

伊藤委員 54ページと52ページに係るんですけども、まず54ページのほうで特色ある学校づくり推進事業ということで、事業名がそう上がっていて、私もいろんなところで特色ある学校づくりという言葉聞いて、これは非常にいい試みというか、各学校でいろんな特色を出していくということで、いいことだと私自身は思っているんですけども、その具体的な中身についてはいろんな、先ほども出ましたけれども、いろんなスタッフを派遣して、その学校で特色を出せるような、理科の実験のあれだとかいろいろあるわけですよ。

その中に、ちょっと従来から気になっていたんですけども、日本語の指導スタッフが入っているんですよ。それで、日本語の指導スタッフというのは、もう本当に先ほどから出ているように、日本語を十分に話せないような子どもたちをサポートするスタッフだということなので、これは特色ある学校づくりとは余り関係ないんじゃないかなというふうにちょっと思っていますね。これは別に、そういうスタッフを送り込むことによって何か特色を出そうという必要——そういうふうにして、そういう動機づけで行っているのではなくて、もうこれは、そういう子どもたちが学校にいる以上、これは当然やらなきゃいかんということでやっているわけで、どこの学校でもやらざるを得ない、そういう子どもたちが来ればやるわけなので、54ページのこの推進事業の中に入れるのは、何か余り適切ではないのかなという感じがしています。できれば52ページの学習指導事業で、国際理解教育推進業務というのが1つの黒丸であって、その下にもう一つ黒丸をつけて、日本語指導業務というような格好にして、こうこうこういう必要性に応じてこういうことをやるんですというような形で、入れてはどうでしょうか。今後、恐らく時代の流れとともにこれはふえていくと思うんですよ。

ですから、やはりちょっとそういう場所を入れかえて、できればそういう日本語の指導スタッフというのは、こういう特色ある学校づくりの中に入れてしまうんじゃなくて、こっち

のほうに——別にどこでもいいと思うんですけども、別のところへ入れたほうがいいのではないかなという気がしているので、ご検討いただければと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいですか、答弁ありますか。

(「いや」の声あり)

教育長職務代理者 いいですか、ご意見ということでご検討お願いします。

ほか。

市場委員。

市場委員 52ページの一番上の事務局運営事業で、根木内東小学校跡地活用に係るコンサルティング業務委託というところがあります。僕、こういうことが問題になっているということ自体を知らなかったんですが、どこか民間会社何か調査を依頼するとか、そういうことなんだろうと推測します。これは教育委員会で決めるようなことではなくて、コンサルティング会社にコンサルトするようなことなんですかということを知りたいです。

教育長職務代理者 これの中身は何ですかと。

教育企画課長。

教育企画課長 民間にお任せするというのではなくて、立地条件等も含めて、この学校跡地がどういうものが効果的に利用できるのかというようなご意見と調査をさせていただいているというところがございます。例えば市場調査だとか、それから近隣との立地条件、または都市計画法の中での規制された法律等を含めまして、どういう活用したら一番効果的なのかというところの市場調査を含めてやっただけでございまして、最終的にどういう活用がいいのかということにつきましては、もちろんこれは教育委員会で決定するものでございまして、そういった民間手法の民間意見だとか、そういうものところを調査のコンサルティングの委託をさせていただいているというところがございます。

したがってましてコンサルティングもらったものは全て決定ではなくて、1つの意見として、こういう調査をした結果、こういう意見もあるということ、調査材料の一つとして利用していきたいと、そういう形で今コンサルをかけているというところがございます。

市場委員 市が所有するまとまった土地の利用方について民間のコンサルティング会社にコンサルトをして、意見をもらうというのは一般的な方法とっていいんですか。

教育企画課長 これまでは、市有財産処分をしてきたことっていうのは、これまで余り実績はないんですが、最近では売却だとか、そういった議論も出てきておりますが、こちらのほう

は教育財産でございますので、簡単に売却をしてどうのこうのということよりは、利活用をどうしていったらいいのかと、これが時代時代とともにいろいろとニーズが変わっていく中で、現時点でどんなような形をとっていけばいいのかということも、我々もいろんな調査をしておりますが、そういったことをコンサルをかけていきますので、売却も視野に入れてということではございません。

ただ、売却をするためにコンサルをかけていくのではなくて、この教育財産、学校跡地をどう利用していくかということ、民間と、それから市場調査で、どういったことが効果的だということのご意見をいただくためでございます。過去に新松戸の学校跡地を、半分売却をして、半分を地域に開放ということで、施設をつくってやらせていただいています。それも1つの方法だとは思いますが、どちらにしても、立地条件等も含めて、調整区域の中の学校ですので、都市計画法に基づいた利用方法なんかも視野に入れながら、民間のご意見をいただいてももらったりとか、当然、地域の方々の市場調査をかけているというようなこともさせていただいておりますので、どちらにしても、まとまりましたら委員さんの皆様にはご報告をさせていただこうと思います。

今年度は、コンサルかけておりますので、それを受けて、31年度はどのような形をとったらいののかということで、またコンサルを、継続していく形で予算要求をかけているということでございます。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

新規は新規なんですね。

教育企画課長 継続というか、市場調査と、それから出た結果に基づいたどんな利活用があるかということで、二段構えの形の……

教育長職務代理人 の2段目と。

教育企画課長 2段目ということですか。

教育長職務代理人 ほか、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 52ページの国際理解教育推進業務のところ、ワークブックの作成が入っているんですけども、前年度より予算は減っていたのが気になったので、ここ聞きたかったです。

もう1点確認で、56ページの小学校施設整備事業と58ページの中学校設備事業、両方とも予算のほうが減っているんですけども、これは設置場所が減ったから予算が減ったという考え方でよかったんでしょうか、この2つお願いします。

教育長職務代理者 これは、学習指導事業のところにつきましてはどなたが。

指導課長補佐。

指導課長補佐 この国際理解教育推進業務のお財布の額が減ったということですよね。

山形委員 減っていますよね、1,330万円ね。

指導課長補佐 従来使用していた「ハートでENGLISH」という冊子が来年は不要ですので、それがなくなったことと。あと、この丸の1つ目の「(LAT派遣)」とありますが、こちらの人数を少し減らしていこうという予定ですので、その分でこのお財布の全体の額が減っていると思われれます。

教育長職務代理者 施設整備のほう。

教育施設課長。

教育施設課長 小学校、中学校合わせましての施設の経費につきましての前年度との比較で差額が大きいというところ、平成30年度までアスベスト工事を主体的に行っていて、こちらのアスベスト工事がほぼ完了したというところと。あと、小学校につきましては、上本郷第二小学校の屋内体育館の改修工事、平成30年度で終わりましたので、その費用分が31年度にはのっておりませんので、その差額分が大きいということになっております。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 すみません。今の指導課のほうの説明で、LATを減らすという話をちょっとお聞きしたんですけれども、いろいろ小中学校からも何か、やっぱりLATの数をもっとふやしてほしい、英語の授業をLATを使った形でやりたいとか、やっぱり学校によっては非常に制限的に今やられているようなので、むしろ方針としてはふやしていくのかなと思っていたんですけれども、来年から減らすんでしょうか。何人が何人になるのか、ちょっとお聞きできますか。

指導課長補佐 減らすLATさんは中学校のほうを考えておまして、小学校のほうは今までと同じ配置回数ということになります。中学校を減らしていくのは、先ほど来ご説明させていただいているTESOLを取り入れた授業にかわっていくということもございますので、生の英語に触れる、TESOLの中でも触れていくんですけれども、英語科教員のほうで中心に進めていくということになります。

伊藤委員 そうすると、中学校における指導方法が変わることによって、従来のLATの授業はもっと減らしていくというふうに理解していいわけですか。それがこれからの方針であると。

指導課長補佐 そうですね、その入れかえ。今現在は、言語活用科の英語分野の部分をLATさんたちにやっていただいているという現状がございますので、移行していくという形になります。

伊藤委員 じゃ、ネイティブの発音にも触れる機会をふやすというような、そういうもう授業はなくなるというか、少なくなっていくわけですか。

指導課長補佐 人数が減るので減ってはいくんですけれども、逆に、TESOLの指導法によって子どもたちが英語を使っていく機会はずっとふえていくと思います。TESOLの指導法による。

伊藤委員 使う機会はふえるけれども、いわゆるネイティブの発音に触れる機会はむしろ減るという。

指導課長補佐 人数が減るので、そうなります。

伊藤委員 そういうことですか。はい、わかりました。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 予算の増減は、ちょっと新規事業があるからふえるというわけでもないというところが、いろいろ何か気になるところが、三角印がついていたりするところあると思うんですけれども、大きな工事が終わったところなんかが大体こういうことなんでしょう。
よろしければ、じゃあ、ここで高等学校費までを終わりますが、いいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、続きまして、社会教育費のほうにまいります。

(「入れかえ」の声あり)

教育長職務代理者 入れかえ、質問のご準備を。

(職員入れかえ)

教育長職務代理者 それでは、再開します。

58ページ、こちらの表でいけば58ページの最下段のところから社会教育費が始まりますので、そこから65ページまでということかと思えます。

ご質問お願いします。

山形委員。

山形委員 60ページの齋藤邸管理運営事業費について、前年度より倍額になっているので、その点について伺いたいです。

もう1点、64ページの保健体育費の松戸運動公園陸上競技第3種公認について3億2,000万ですね。この工事、具体的に3種公認というのはどんな工事なのかというのを知りたいです。

教育長職務代理者 齋藤邸は社会教育課。

社会教育課長。

社会教育課長 増額の理由でございますが、齋藤邸の場合は屋根がカヤぶきになっておりまして、3年間かけて修繕が今年度終わったところなんです。周りにはかなりの高木がありまして、その高木がカヤぶきの維持保存のためにはちょっと悪影響を与えているところがあるんです。日陰になってしまったりとか、あと落ち葉が落ちて、それが土化してしまうことで、カヤぶき屋根の傷みの原因になっていたりしますので、そのために650万円ぐらいかけて高木の枝おろしを行います。そのための委託料が今回増額となっております。

教育長職務代理者 続いて、これは。

スポーツ課長。

スポーツ課長 65ページの運動公園陸上競技場3種公認に伴う工事ということなんですけれども、公認の陸上競技場には1種から4種までございます。運動公園の陸上競技場は、3種の公認の陸上競技場ということで、5年に一度の認定をいただいております。今回、ちょうど切りかえの時期に、来年の9月がちょうど5年目に当たりますので、昨年、日本陸連のほうから検査をしていただいて、5年間の間に磨耗してたりですとか、傾斜がついたりとかいうのだと、公認の記録、もし日本記録が出てもなりませんので、そういった意味で、指摘を受けたところを直す工事をメインとしております。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいですか。

山形委員 はい。3億円かかるんですね、すごいですね。

教育長職務代理者 お金がかかるんですねという。

スポーツ課長 括弧で継続費とあるんですけれども、これちょっと1年で終わらない工事になっておりまして、次の来年度――再来年度ですか、今でいう。あわせて、陸上競技場のフィ

ールドの工事、中が今、天然の芝になっているんですけども、あそこを人工芝で、いろんな種目の競技ができるようにということで、今、予算要求をしているところでございます。

それ以外に、夜間照明ですとか、そういった利用枠の拡大ということで、そういったものを陸上競技場を市民がたくさん利用できるようにということで、今、5時までしかあそこ使用できませんので、9時までできるようにということで、いろんなところをオリンピックに向けて、市民の利用拡大を図ってまいりたいと思っております。

山形委員 ありがとうございます。わかりました。

教育長職務代理者 夜間工事は別のところで、もう1枠あります。お金かかります。どうかかるのか、ちょっと私わかりません。

(「不明ですね」の声あり)

教育長職務代理者 ほかに。

市場委員。

市場委員 今の続きですけども、こういう億というお金が継続的に今後もかかっていくというような理解ですか。

スポーツ課長 この継続というのは、来年度4月から3月末までのその年度の中で3億幾らという数字が出ているんですけども、その次の4月から6月まで、継続して年度をまたいで1本の工事をやりますということで、何年もずうっとこの3億がかかるという意味ではありません。

教育長職務代理者 ちょっと桁が大きいので目立ちますが。

市場委員。

市場委員 齋藤邸の話ですけども、齋藤邸、には、僕実際行ったことなく、今ちょっとスマホで、あ、こういうものなのかと思って見たんですけども、その利用法について、具体的にどういうものが考えているか、戸定邸みたいに毎日、入館料を取って見学をしてもらうだとか、そういうことも考えるのか、教えてほしいんです。

社会教育課長 齋藤邸は、昨年6月に国の有形文化財に登録されたもので、文化財としてまず保存していくということを基本に考えております。なおかつ、保存しながらも、やはり活用していきたいということで、日々は一般の方の個人見学であったりとか、団体さんがあそこを利用して何かをやったりとか、それから生涯学習の部分で絵画講座をやったりとか、いろんな講座も少しはやっております。

そのほか、季節のミニコンサートということで年間4回行い、あとは秋には齋藤邸祭り

ということで、少し大々的に皆様にPRするような活動しております。

個人見学は常時受け付けております。来館者といたしましては、平成28年の文化財になる前は500名ぐらいだったんですが、昨年1,300ちょっとあって、今現在で1月末までで1,600ぐらいということで、徐々にふえておりますので、皆様に文化財として周知されつつあるという形でございますので、今後もそういった活用をしていきたいと考えております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理人 ほかに。

伊藤委員。

伊藤委員 また64ページの松戸運動公園の関係なんですけれども、今回の改修、いろんな設置工事をされるというのは、オリンピックの事前キャンプとの関係というか、それへの、配慮というか、特にプール関係は全然ないはずですし、ですから、陸上競技場の3種公認に伴う工事とか、あるいは夜間の照明というのは、事前キャンプにおいてやっぱり役に立つものと考えていいのでしょうか。

スポーツ課長 事前キャンプでルーマニア、ドミニカという今予定になっておりますけれども、きっかけは事前キャンプが松戸で開かれるということで、きっかけはその2国のお話からスタートしているんですけれども、市民の利用者の方からは、長年、陸上競技場ですとか、上に書いてありますようにプール、運動公園のプールとかもかなり老朽化しておりますので、事前キャンプの受け入れもあるんですけれども、今まで懸念材料だった課題の老朽化の施設をこの際きれいに一新して、利用者に喜んでもらおうと。

あと、ルーマニアですとか、ドミニカの方にも当然気持ちよく使ってもらおうという思いはあります。だから、事前キャンプのためだけではなく、根本的には市民のための改修ということになります。

伊藤委員 もちろん、その基本はわかっているんですけれども、だから、今回の工事が、あわせて事前キャンプにも効果というか、役立つというふうに考えていいのかなというのが、その観点からいうと、今度特に照明工事と3種公認に伴う工事というのは、そういう面でも大きな効果がありますよというふうに理解していいのでしょうかという。

スポーツ課長 すみません。各国の要望ですか、それも事前に聞いておりますので、この改修工事によって、受け入れという形ではかなり要望を聞けることになりますので。

(「そうですね」の声あり)

スポーツ課長 上の段の照明につきましても、ちょうど夏場のオリンピックが暑い前に来られ

ますので、夏、昼間走るよりも、夜も皆さん走れますよということで、夜間照明も要求させていただいております。

伊藤委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 ほか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 私から合間に、62、63の学校体育支援事業の部活動支援関係業務、保健体育課ですけれども、これは今年度ゼロだったんですね。来年度が336万ということですが、これは新規ではなく、ここで初めて予算がつくという理由を、ちょっと教えていただければ。

保健体育課長。

保健体育課長 今年度は、9月の補正を認めていただいて、10月から3月で予算をいただきました。それは、県の部活動指導員の配置事業、県の事業との兼ね合いで、市の予算決定の時期よりも、2月の県議会の予算決定の時期のほうが遅かったので、それよりも前に市の予算を確定することが大変難しいという事情があったので、9月の補正という流れになりました。

今年度平成30年度は、10月から半年分の補正を組んで、この事業を実施しています。来年度は、それを初め4月当初からの予算で1年間という形で、やろうと考えています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。補正後はゼロじゃないということですね、この18年度はね。

ほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして歳出の質疑及び討論は終結といたします。

続いて、歳入の質疑及び討論に移ります。

歳入は、全体を一括して質疑及び討論を行いますので、ご協力をお願いいたします。

歳入について、いかがでしょうか。

そのほかついております42号についての資料、何かお聞きになることあれば。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 よろしいですか。

ないようでしたら、予算全体について終えますが、何かよろしいですか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は
終結といたします。

これより議案第42号を採決いたします。

議案第42号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第42号は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第43号「平成30年度3月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、3月教育費の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

ちょっとお時間いただきますので、着座にて失礼いたします。

本件は、平成30年度3月教育費補正予算について、3月定例市議会に議案を提出するよう
市長に申し出るものでございます。

提案の理由でございますが、3月補正の予算を要求するためのものでございます。

それでは、ご説明に入ります。

議案の68ページ、ごらんください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金についてでございます。

まず、小学校費補助金の補正額8,120万6,000円とその下、中学校費補助金の補正額3,927
万円は同様の事業で、学校施設環境改善交付金の補助額と国の補正予算措置に伴うブロック
塀・冷房設備対応臨時特例交付金の補助額が確定したため、補正を行うものでございます。

その下、高等学校費補助金の補正額71万9,000円につきましては、社会資本整備総合交付
金の補助額が確定したため、補正を行うものでございます。

その下、社会教育費補助金の補正額50万円につきましては、国庫補助金の文化財保存整備
事業費補助金が、当初の見込額より減額となる交付決定がされたため、補正を行うもので
ございます。

その下、国庫支出金、委託金、教育委託金、中学校費委託金の補正額270万円につきまし
ては、文部科学省より、中学校夜間学級設置促進等推進事業委託金に係る委託事業について、
事業費10分の10の国委託事業とするとの通知がありましたことから、財源更正を行うもので
ございます。

その下、県支出金、県補助金、教育費県補助金、社会教育費補助金の補正額40万円につきましては、当初補助見込額ゼロ円であった文化財保存整備事業費補助金が交付決定をされたため、補正を行うものでございます。

その下、教育費寄附金についてでございます。

社会教育費寄附金の補正額7万円は、ゆうかり手工芸文化の会様から社会教育芸術文化振興事業への指定寄附金があったため、齋藤邸の維持管理に資するよう補正を行うものでございます。

その下、保健体育費寄附金の補正額109万円は、株式会社カクタ様等からの寄附があったため、補正を行うものでございます。

その下、基金繰入金、学童災害共済基金繰入金の補正額154万9,000円につきましては、平成30年度学童災害共済見舞金の申請件数の増加により、予算額に比べて309万8,000円の不足が見込まれるため、松戸市学童災害共済基金条例第6条の規定により、2分の1を基金より繰り入れるものでございます。なお、残額につきましては、一般会計において補正を行うものでございます。

その下、諸収入、雑入、学童災害共済基金余剰金収入の補正額309万9,000円につきましては、松戸市学童災害共済の廃止に伴い、松戸市学童災害共済基金も平成31年4月1日に廃止となることから、平成30年度中に基金残額を一般会計に繰り入れるため、補正を行うものでございます。

続きまして、69ページの最上段、市債、市債、教育債についてでございます。

小学校債の補正額8,380万円とその下、中学校債の補正額7,930万円は同様の事業で、義務教育施設整備事業債の起債額及び国の補正予算措置に伴う補助額が確定したため、補正を行うものでございます。

その下、高等学校債の補正額360万円につきましては、市立松戸高校アスベスト対策工事の事業費の確定に伴い市債額が確定したため、補正を行うものでございます。

以上、歳入の補正額は4,671万3,000円でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

70ページをお願いいたします。

最上段、総務費、総務管理費、諸費、還付及び返還金の補正額2,079万7,000円につきましては、会計検査院より、地震補強事業に係る学校施設環境改善交付金に補強工事に該当しない工事の経費が含まれているとの指摘を受け、文部科学省より交付金の返還を求められたこ

とに伴い、補正を行うものでございます。

その下、教育総務費、事務局費、高志教育振興基金積立金の補正額1万3,000円につきましては、基金の利子収入を一般会計から振りかえて基金へ積み立てるため、補正を行うものでございます。

その下、小学校費、学校管理費、小学校施設維持管理事業のうち、校舎等改修業務の補正額3,168万6,000円と、71ページの上から4番目、中学校費、学校管理費、中学校施設維持管理事業のうち、校舎等改修業務の補正額1,859万5,000円は同様の事業であり、学校の施設・設備の保守点検等で指摘を受け、早急に改善が求められている事項について安全確保を図るため、修繕料及び工事請負費の補正を行うものであり、契約締結に伴い契約差金が生じたことに加え、国の補正予算措置により補助額が内定したため、あわせて補正を行うものでございます。

すみません。1ページ戻りまして、70ページの最下段、小学校アスベスト対策事業の補正額1,016万8,000円と、72ページ、上から2番目、中学校アスベスト対策事業の補正額2,501万2,000円は同様の事業であり、アスベスト対策工事の実施に伴い契約差金が生じたため、補正を行うものでございます。

すみません。また1ページ戻りまして、71ページの最上段、小学校費、学校建設費、小学校施設整備事業の補正額6,847万3,000円と、72ページの上から3番目、中学校費、学校建設費、中学校施設整備事業の補正額7,009万1,000円は同様の事業でございます。小学校、中学校各19校の図書室冷房化工事等の実施に伴う契約差金に加えて、国の補正予算措置により補助額が内定したため、補正を行うものでございます。また、中学校施設整備事業では、土地購入に伴う契約差金についても、あわせて補正を行っております。

続きまして、71ページの上から2番目、小学校施設整備事業のうち、上本郷第二小学校の継続費につきましては、補助額の確定に伴い国庫支出金額が減額となったため、財源更正を行うものでございます。

その下、小学校冷房化事業のうち、空調設備整備PFI業務の補正額1,396万1,000円と、73ページの上から4番目、中学校冷房化事業のうち、空調設備整備PFI業務の補正額107万円は同様の事業であり、事業実施に伴い契約差金が生じたため、補正を行うものでございます。

72ページに戻りまして、最下段、中学校夜間学級事業につきましては、文部科学省委託事業、夜間中学校の設置推進・充実事業について、事業費10分の10の国委託事業とするとの通

知があったため、財源更正を行うものでございます。

72ページの最上段、中学校夜間学級事業の補正額136万1,000円につきましては、工事実施に伴い契約差金が生じたため、補正を行うものでございます。

同じく72ページの下から2番目、高等学校費、校舎等改修業務の補正額452万6,000円につきましては、市立松戸高校のアスベスト対策工事等の実施に伴い契約差金が生じたため、補正を行うものでございます。

その下、社会教育費、郷土遺産基金積立金の補正額8,000円につきましては、基金の利子収入を一般会計から振りかえて基金へ積み立てを行うため、補正を行うものでございます。

次に、73ページ、戸定歴史館管理運営事業の施設整備業務につきましては、国及び県補助金の交付決定に伴い、財源更正を行うものでございます。

次に、齋藤邸管理運営事業のうち、管理運営業務の補正額7万円につきましては、社会教育費寄附金を財源に、旧齋藤邸の維持管理に使用する集じん機等の備品を購入するため、補正を行うものでございます。

次に、保健体育費、スポーツ振興基金積立金の補正額補正額112万円につきましては、松戸市スポーツ振興基金利子収入及び株式会社カクタ様等からの寄附109万円を一般会計から振りかえて、松戸市スポーツ振興基金へ積み立てるため、補正を行うものでございます。

次に、災害補償・就学援助事業のうち、学童災害共済関係業務の補正額309万8,000円につきましては、平成30年度学童災害共済見舞金の申請件数の増加により、予算額に比べて309万8,000円の不足が見込まれるため、松戸市学童災害共済基金条例第6条の規定により、2分の1を基金より繰り入れるものでございます。なお、残額につきましては、一般会計において補正を行うものでございます。

以上、歳出の補正額は7,464万7,000円でございます。

次に、繰越明許についてご説明いたします。

繰越明許とは、年度内支出が終わらない見込みのものを議会の議決を経て翌年度に繰り越すことを表現しております。

資料74ページをお開きください。

小学校施設維持管理事業の4,035万9,000円は南部小学校ほか3校でブロック塀等の撤去と新設を、小学校施設整備事業の7,450万2,000円では中部小学校ほか18校で学校図書館に冷房機の設置を、中学校施設整備事業の8,295万1,000円は第一中学校ほか18校で学校図書館に冷房機の設置を、いずれも国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を用いて行いますが、

年度内の事業完了が困難であることから、翌年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問。

市場委員。

市場委員 すみません。全くこの表の見方が、僕、何年もこれやっているんですけども、全然わかってないんですけども、まず68ページの歳入の補正ということの意味が全くわからないということがあるんですが、30年度の予算というのは30年4月から31年3月までの予算ですよ。その、ことしの31年の3月にこういう補正というのが組まれるというのは、今、何かいろいろご説明ありましたけれども、30年4月には最初の1億6,516万3,000のお金が必要だと思っていたんですけども、要らないお金が出てきた——要らないお金というか……

教育長職務代理者 これは歳入だから、入るはず……

市場委員 あ、歳入か。入るはずのお金だったのが入らなくなった。入らなくなったから……

(「補正しなきゃいけない」の声あり)

市場委員 補正しなきゃいけない、そういう意味。入るはずだったというのは、入るはずだったのが何で入らなくなっちゃう。

教育企画課長 先ほどご説明をさせていただきましたが、例えば収入がこれだけ入る予定だということで、国の補助金だとか県の補助金だとか見込むんですが、その事業をやった中で、交付決定が最初は1,000万円もらえるということで、仮に予算を立てます。ところが、実際に事業をやってみたら、事業の中でどうしてもこれは見合わないとか、国のほうで予算を調査されて相殺されて、1,000万円入る予定が、いや、実は900万しか入りませんと。じゃ、100万円分は不足するじゃないかと。そうすると、歳入の見込みが変わってきます。そうすると、その部分を補正額で直して、今度、一般会計から繰り出しをしてという、お財布をかえて——入れるところをかえていったりします。要するに最初は見込みの予算を立てて、そこから最終的に決定していったときに、お財布に入り方の歳入を調整していくと、簡単に言うるとそういうようなことでございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ちょっと実例で、戸定邸の例えばですね、73ページの一番上の戸定邸は総額が変わってないんですけども、国庫支出金が減らされたんですか。これは見込みが違った

んですか。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 当初、十分国とも打ち合わせの上で、国から150万円の補助金がいただけるというお話だったんですが、年度をまたいでみると、補助金要望が例年の3倍ぐらい国に来たそうです。そういった中で、減らされはしたんですが、100万円いただく。そうすると、50万円が足りなくなりますので、その50万円分が今回不足するということになります。

国とお話しするときに、県の文化財課を経由してお話ししますので、そのプロセスの中で、千葉県さんのほうも、国庫補助金が減るということで、千葉県も支援しようというふうにお考えになったのかどうかはあれですが、最初、県に対する補助金の要望はしておりませんでした。40万円をつけてくださるということで合計140万円になりました。それ以外に一般会計のほうから10万円を入れて、当初の予定どおり事業を行うと、こういうことでございます。

ですから、当初いただけると言っていたものが減らされて、いただけないと思っていたものが入ってきてという、そういうことでございます。

教育長職務代理者 そこら辺が68ページの歳入のところでも反映されて、国庫支出金の一番上のところの一部が減らされた50万であり、中段であります県支出金のところに40万円が歳入で入ってくるというのと連関しているということですか。

そういったものが幾つもありますので、そういうことを踏まえて、予算の成り立ち。

伊藤委員。

伊藤委員 70ページの一番上なんですけれども、会計検査院からの指摘でお金を返さなきゃいけないなくなったということですが、その理由が補強工事、地震対策でやるべき本来の工事でお金をもらって、それで使いましたということで、会計検査があったところ、ある特定の工事については、これは補強工事ではないんじゃないかということで該当しないということで、これはだめだよということで、お金を返しなさいということになったんだらうというふうに読めるんですけども、これはやっぱり、そもそも何というか、そういう見込み違いとか、本来我々の解釈では補強工事だというふうに思ってやったのが、会計検査院の検査では補強工事ではないという判断をされたことに対して、これはもうしようがないとか、非を認めて返すことになったということですか。その辺は会計検査院とのやりとりの中で、相当すったもんだやられたのか、それとももう明らかにこれはこちらに非があったとか、もう最初からだめですねということでやったものなのか、その辺の経緯は、差し支えない範

困でちょっと教えていただければと思うんですが。

教育施設課長 今の伊藤委員様からのご質問、ほぼそういった流れで経過しているところなんです。文部科学省の補助金を受けて工事を行いました平成27年度、平成28年度、平成29年11月までの竣工分を検査対象といたします会計検査院による実地検査が今年の3月7日に行われまして、その際に、平成27年度に施行しました上本郷小学校の耐震改修工事の内容について、校舎と校舎をつなぎます渡り廊下の耐震改修工事の内容は補強工事には当たらず、改築工事であるという……

(「改修」の声あり)

教育施設課長 改築工事であると。

(「改築」の声あり)

教育施設課長 はい。というようなご指摘を受けまして、補強工事として当初、市としては考えて、耐震化であるというような工事を行ったところなんです。そういう指摘を受けましたので、補強工事としての補助金の補助率である3分の2ではなく、改築工事の補助率としての2分の1が適正であるというような回答を会計検査院のほうからいただいたところがございます。

これによりまして、渡り廊下部分の工事費に対する当初交付金額6,766万1,000円を4,686万4,000円に訂正することになりましたので、この過大交付分2,079万7,000円が今回の3月補正に要求したところがございます。あわせて、年度内にこの返還の手続を必要とするような処理となるということになっております。

以上でございます。

伊藤委員 その辺の経緯はわかりましたけれども、この解釈は基本的にはあれですか、やっぱりこれは耐震工事なのか、改築工事なのかというのは、専門家が見て、もうそれは争いの余地がないということなんじゃないでしょうか。要するに、我々が1つの何か解釈を間違えていたというか、そういうことでもう争いの余地はないということで、もう一切クレーム、何というか、不服を申し立てることはできないというものなんじゃないでしょうか。

教育施設課長 今、伊藤委員さんからお話いただきました、そのやりとりについては、検査後に会計検査院の調査官と、教育施設課、それから直接工事の事務委任をしております建築保全課、このあたりと考えるすり合わせを行い、さらに県の財務課、施設担当の部署と内容の確認をしながら、この補強工事ではないかというような詰めを行って、何度もやりとりしたところなんです。会計検査院の指摘は覆ることなく、こういった回答になったところで

ございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 文部科学省じゃなくて会計検査院なんですね、そこら辺がね。

伊藤委員 だから、かなり専門的というか、技術的な解釈ですよ。やっぱり会計検査院も相当そういう専門家の知見というか、そういったものを勘案してやっているはずなので、だから、そこは解釈の違いなのか、その辺のところはね、ちょっと。

いや、こういうことがもし頻繁に起こるようだと、何となく今後もやりにくいですよ。

教育長職務代理者 ただ、相当キャッチボールはやった上でだめだったというご説明だったという理解でいいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 恐れ入ったわけじゃないということで、恐れ入ったとは言っていないというところでございますか。

教育長 そもそも、だって、文科省がちゃんとチェックして、最初の金額くれたんだから。だから、悪いのは別にこっちじゃなくて、だから、文科省からもらえばいいじゃない。

教育長職務代理者 そのほか。

武田委員。

武田委員 本当に不得意なので、教えていただきたいというレベルなんですけれども、何かそもそもこのアスベスト工事というのが、小中高3つあるんですけれども、高校だけは国庫支出金は幾らか出ているけれども、小中に関してはゼロになっているのはなぜなのか。そもそもアスベスト工事って終わったんじゃないかなという記憶もあったりするんですけれども、また追加で発見されて出てくる感じで、追加工事のようなものが発生してきているのでしょうか。根本からなんですけれども。

教育長職務代理者 アスベストです。

教育施設課長。

教育施設課長 アスベスト工事につきましては、今回3月補正ということで、30年度の精算処理というようなイメージで考えていただければいいかなと思います。その工事につきましては、小学校、中学校は文部科学省の補助金をいただいております。市立高校のアスベスト工事につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金を受けていただいておりますので、そのあたりの違いはございます。

さらに、文部科学省の今回の国の交付金につきましては、当初、私どもが予定しております

した予算の中で交付金をいただけるということで、前年度から申請をしていたところなんですけれども、今年度の交付決定額は全くいただけないという状況でございましたので、今回の3月補正としての要求をさせていただいて——マイナスとしての要求をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 全くいただけないこともある。

武田委員 現実的には、もうこれで終わるといふふうに捉えてよろしい……

教育施設課長 アスベスト工事につきましては、先ほどの平成31年度教育費予算の中でも申し上げさせていただいたとおり、平成30年度をもちまして一応完了するというようなところでございます。

以上でございます。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 これは、国の財源との関係で出なくなってしまったということですね。もらえるはずだったのに出なくなってしまったということで、現場はやらなくちゃならないから、やった分についてはほかの財源で手当てすると。

ほか、よろしいでしょうか。

山形委員。

山形委員 74ページの小学校、中学校の冷房のところ、図書館に冷房機というのがあったんですけれども、これは国のほうが放課後の居場所の関係で進めて、こういう予算が出て、図書館に冷房をどんどん入れてくださいという流れなんではないでしょうか。

教育施設課長 今回、74ページの繰越明許につきましては、国の第1次補正予算に盛り込まれておりますブロック塀、それから空調設備の臨時特例交付金に伴った要求を上げさせていただいているところでございます。このあたりで、特例交付金の対象となり得る空調設備の工事箇所というところも、教育施設課としてもできる限りの箇所を整備したいというふうに考えていたところなんですけれども、その中でも特別教室の図書室の整備について今回要求をさせていただいたところでございます。

今後、特別教室、まだ設置していない図工室ですとか美術室ですとかそういったところも、今後はそのあたりは必要となってくることは十分認識しておりますので、今後の制度活用についても、そういったところも改めて検討していきたいなとは思っております。今回は図書室のみを申請させていただいたもので、来年度の事業に及びますので、繰越明許というよう

な形で予算要求をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

山形委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 順番がそうであったということです。

山形委員 はい、そういうことです。

教育長職務代理者 ほか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、議案第43号の質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第43号を採決いたします。

議案第43号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 それでは、議案第42号及び議案第43号につきまして、原案どおり決定いたしましたことをご報告いたします。

本日予定していた議題は以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局より何か報告はありますでしょうか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 よろしいですか。

委員の皆さんからは。

あ、そうだ、千葉県研修会、私行ったんですけど、いいです、きょうはもう遅いので。また次回、ペーパーでご報告いたします。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成31年3月定例会でございますが、3月7日の木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成31年3月定例教育委員会会議は平成31年3月7日木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。よろしくお願いします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成31年2月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 5時30分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員